

(第二部)

第七十六回 參議院地方行政委員會會議

昭和五十年十一月十八日(火曜日)

午前十時四十分開會

委員の異動
十一月十三日

出席者は左のとおり。

委員

阿部	金井	元彦君
森下	安田	隆明君
和田	野口	忠夫君
憲一君	神谷信之助君	
福間	井上	吉夫君
橋本	岩男	頴一君
赤桐	大谷藤之助君	
小山	夏目	忠雄君
一平君	繁藏君	
昭司君	操君	
静夫君		

○委員長(原文兵衛君)　ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として森下昭司君が選任されました。

○委員派遣承認要求に關する件

○石油コンビナート等災害防止法案(内閣提出、衆議院送付)

油または高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、または処理する事業所に対しても、防災上の見地からの規制を強化することとともに、その区域における一體的な防災体制を確立する等石油コンビナート等における災害の発生及び拡大を防止するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

第三は、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の一元化であります。このため、都道府県に都道府県知事を本部長とし、関係市町村長、関係機関の長、事業者等を本部員とする防災本部を常置し、総合的かつ一体的な防災対策の実施を確保していくこととしております。

○委員長(原文兵衛君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。
石油コンビナート等災害防止法案審査のため、
委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

上げます

第一は石油コンビナート等特別防災区域を指定し、その区域内における一定の事業所の新設または変更について災害の拡大の防止の見地から規

四六

問題が出ました場合に、その明確な基準を打ち立てるべきではないかというような御意見もあるわけでありまして、私どもも、こうした堅固な地盤についてものについて、どういう地盤の改良工事等を行った場合にこの条件に合つかどうか、こういう点につきましては、具体的な基準を設定すべく作業中でございます。

○赤桐操君 地盤沈下の発生するようなそういう地盤というのは、私は堅固な地盤には入らないと思うんですが、その点はどうお考えになりますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) タンクの重量は、その大きさによりまして相当なものになつてまいりますので、現在の立地の条件からいたしまして、至るところで地盤沈下といふものが起きているわけあります。この地盤沈下につきましては、やはり、タンク本体にいろいろな影響が出てまいりますので、やはり、タンクの基礎あるいは地盤につきましては、そうした地盤沈下の起きるような地域は好ましくない、また地盤沈下の起きないところにおいてタンクを建設をさせるということが必要であるというふうに考えております。

○赤桐操君 大体、海岸地帯を埋め立てたところには共通して私は言えるものがあると思うのです。それは地盤沈下であり、不等沈下だと思うのです。これ以外のところにはこういうものがほとんど発生してないわけですよ。海岸地帯を埋め立てたところでは、私はどこでもこれはあると

思つてます。海岸地帯の埋め立てには地盤沈下なり不等沈下といふものはつきものだと、こういう

ようにいま共通して言えると思うのですが、この点どういうふうに考えられますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) これまでのタンクの建設に当たりましては、特に埋立地等において、

地盤沈下の量が相當多く見込まれるような場所におきましても、その地域の地盤沈下が十分に沈下し終わらない状態のままに建設をされておるといふことから、タンク建設後におきまして相

当の地盤沈下が起こる、あるいは不等沈下が起こるというような状況にあつたわけであります。

利もつくわけだし、しょせん私は一日も早く建設許可を要求してくると思うのですね。そういうものに対してきちっとした姿勢で抑えるかどうかということ、こういうことはやはり非常に大きな問題があると思うのです。要するに私は海岸線を埋め立てたところではこれは必ず将来もつてしまつていい、三年か四年たつて、大体圧密のぐあいから見てよろしいと思ったとすることで許可してみたって、いよいよ構造物が建てられてその後傾斜が出てくる、こういうことはあり得ることであつて、たとえば住宅の建設などのような民間の小さな住宅建設であつても、埋め立てたところについては必ずこれは狂いが出てくるものです。

ましてや、こういう海岸線で、非常に海底 자체が

大きいくらい、ヘドロもあるし、あるいはまた盤だと私は考えるのです。四十九年に改正されておりますが、危険物の規制に関する規則で出ておりますこの「堅固な地盤」というのは、結局は私は台地であるとか、あるいは切り土にこれを求める以外、しょせん事實上は存在しないと思うのですがね。こういう点についてどういうふうに考えられますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 確かに埋め立てをした跡が、その埋め立てのまま放置しておきました場合には、やはり地盤沈下がおさまるまでには数年の日月を必要とするというような場所もあるかと思います。そういう意味におきましては、やはりアレードの方式によりまして相当な重量をかけて圧密を行う、こういうことによりまして、期間的には、その場所によりますけれども、相当縮はできるというふうに考えておるわけであります。いずれにしましても、その地域の沈下量といふものが圧密の結果想定されております沈下量の九〇%以上を完了したという場合にタンクの建設を行わせるというようなことをいま考えておる

利もつくわけだし、しょせん私は一日も早く建設許可を要求してくると思うのですね。そういうものに対してきちっとした姿勢で抑えるかどうかといふこと、こういうことはやはり非常に大きな問題があると思うのです。要するに私は海岸線を埋め立てたところではこれは必ず将来もつてしまつていい、三年か四年たつて、大体圧密のぐあいから見てよろしいと思ったとすることで許可してみたって、いよいよ構造物が建てられてその後傾斜が出てくる、こういうことはあり得ることであつて、たとえば住宅の建設などのような民間の小さな住宅建設であつても、埋め立てたところについては必ずこれは狂いが出てくるものです。

ましてや、こういう海岸線で、非常に海底 자체が

大きいくらい、ヘドロもあるし、あるいはまた盤だと私は考えるのです。四十九年に改正されておりますが、危険物の規制に関する規則で出ておりますこの「堅固な地盤」というのは、結局は私は台地であるとか、あるいは切り土にこれを求める以外、しょせん事實上は存在しないと思うのですがね。こういう点についてどういうふうに考えられますか。

○赤桐操君 私はしつこく伺うわけなんだけれど

とも、結局、この規則で言っているところの「堅固な地盤」というのは、やはり切り土のよくな、陸地に求めるそういう台地、こういう地盤、これを

やはり言うんじゃないかと思うんですよ。少なくとも、日本語の解釈になりますけれども、堅固な地盤というのは、不等沈下やその他の地盤沈下が将来行われる可能性のあるところ、発生する可能

性のあるようなものは、これは堅固な地盤とは言えないんじゃないですか、どう考えてみても、私は、やっぱり切り土であるとか、こういういわゆる陸地のよくなところが堅固な地盤だと思うんで

す。この規則が示しているものはそういう具体的なものは出しておりませんが、この解釈といふ

の選定といふものを、通産の方と自治省の方、両方が一つになってこれは最初から当たつていくと

いう、そういう体制が必要だと思うが、この点についてどう考えますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 私どもも、たゞいまタンクの技術基準につきましての改定を準備を

し、近くその内容について各地方公共団体にも通知をするつもりでおりますけれども、これから

タンクの建設に当たりましては、やはり御指摘のよう地盤調査という点が非常に重要な問題になつてまいりますので、設計の前に事前に地盤調査を十分行なまして、それによる土質調査の結果

から必要な工事方法等を検討していくといふ

いうふうに考えておるわけあります。そういう

条件によりまして、十分な地盤改良の工事が行

われ、それによってタンクの安全というものが地盤並びに基礎の段階において確保をされるという

ことですね。直徑八十二メートル、高さ二十二メー

ターやあります。確かに御指摘のよう、現在、昔から陸地になつてある部分について、切り土をしながら建設をするということは、ある程度地盤

沈下問題といつて点につきまして解決になるわけ

あります、その場合にはある程度の盛り土とい

う場所もあるわけでございますので、そういう地

域につきましては、相当短期間の圧密で地盤の問

題は解決をしていくのではないかというふうに考

えられます、そうした方法がとれることは望ま

しいことでありますけれども、現在の日本の置か

れておる地勢等から見て考えられるいろいろな工

法をとることによりまして、安全の確保を図つて

いきたいというふうに考えております。

○赤桐操君 私はしつこく伺うわけなんだけれど

とも、結局、この規則で言っているところの「堅固な地盤」というのは、やはり切り土のよくな、陸地に求めるそういう台地、こういう地盤、これを

やはり言うんじやないかと思うんですよ。少なくとも、日本語の解釈になりますけれども、堅固な地盤というのは、不等沈下やその他の地盤沈下が

将来行われる可能性のあるところ、発生する可能

性のあるようなものは、これは堅固な地盤とは言

えないんじゃないですか、どう考えてみても、私は、やっぱり切り土であるとか、こういういわゆる

陸地のよくなところが堅固な地盤だと思うんで

す。この規則が示しているものはそういう具体的なものは出しておりませんが、この解釈といふ

の選定といふものを、通産の方と自治省の方、両

方が一つになってこれは最初から当たつていくと

いう、そういう体制が必要だと思うが、この点に

思つてますね。そういう点で、地盤の選定、地域

の選定といふものを、通産の方と自治省の方、両

方が一つになつてこれは最初から当たつていくと

いう、そういう体制が必要だと思うが、この点に

思つてますね。そういう点で、地盤の選定、地域

の選定といふものを、通産の方と自治省の方、両方が一つになつてこれは最初から当たつていくと

いう、そういう体制が必要だと思うが、この点に思つてますね。そういう点で、地盤の選定、地域

の選定といふものを、通産の方と自治省の方、両

方が一つになつてこれは最初から当たつていくと

いう、そういう体制が必要だと思うが、この点に思つてますね。そういう点で、地盤の選定、地域

ビルディングにこれ直すと大変なビルディングになると思うのですが、こういうビルディングを建築——まあ一般的のビルディングですね、こういうものをつくるときには、どい設計施工の段階から少なくとも監督官庁はこれに介入をして、相当深い検討の上でなければ認可を与えない、こういうことになつておるようですかとも、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在の消防法関係の政省令の規定におきましては、タンクの大きさに伴ういわば使用鋼材の基準というものは必ずしも明確に示されておらないというところに問題がござりますので、今回私どもが検討しております技術基準におきましては、タンクの容量、高さ等に応じまして使用鋼材の具体的な厚さの問題等につきまして、その基準を明らかにしていくつもりでございます。

○赤桐操君 一般的のビルディングでさえも相当厳

しい設計段階からのチェックがあるわけでありまして、ましてこういう危険物を貯蔵していくタンクなどにおいては、まず最初の段階から、これはもつチエックをすべきだと思つのですね。そうすると、設計の段階からチェックをする、こういうように理解してよろしいのでしょうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 御指摘のように、設計審査といふのは必要であるというふうに考えております。したがいまして、地質調査の結果を付して、その設計についての申請、これに対応する審査といふのは行う必要がある、こういうふうに考えております。

○赤桐操君 重ねてひとつ伺いたいと思うのです

が、その設計審査の中には、地盤から、受け皿で

ある底盤基盤、そういうものも全部含まれることになると思うのですけれども、この点はどうなんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 当然にいま御指摘になりましたとおりの審査でございます。

○赤桐操君 そうすると、いろいろ政省令が出されると思ひますけれども、それはどこが主体で、

どの省でやることになりますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在の消防法の規定によりまして、その必要な関係政令、関係省令の改正という形で消防庁が行うことになります。

○赤桐操君 そうすると、一定の基準をつくるわけですね。その基準は消防庁がつくられるわけですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) そうなります。

○赤桐操君 宅地関係などの大団地を造成していく場合においては、これは県によってそれぞれ条例をつくってやっているようあります。新都市計画法などの定めによりますと、それぞれの地域の中で大規模宅地開発に伴う事前審査部会といふものがある。ここには、たとえば千葉県などの例で申し上げるといふと、農林、企画、水産、衛生、環境、土木、都市、教育、こういう関係のものが全部入っているわけなんですね。そして、一つの統制の中でこれは審議をされていきます。

さらにはまた宅地問題協議会などといふものが次にあって、その機関に、宅地審査部会で事前に審査が行われて正式に要求が出てくるというと、その案件は宅地問題協議会にかけられていく。この宅地問題協議会といふのがまた四十名近い関係部課長によって構成されている。そこで十分な審議を経た上でそれに対する認可を与えていく、こういう順序を経ておるのである。住宅の団地というのはこれは人間が住むところでありまして、そしていわゆる住宅を建設するという、そういうものにすぎないわけですね。こういうところでも実は

こういう総合的な機関を設けてやつておるわけなんですねけれども、この新しいコンビナート法ができるだけです。この新しいコンビナート法といふものの制定の意義といふものは、離割り行政といふものに一つ大きくかぶせようじやないか、そしてこれに対するところの行政の一元化なり総合化をしていくじゃないか、こういうこと

で水島事件の例にかんがみて始まつたと思うんであります。まあ問題が一番私は重要な問題になると思うんですけれども、そういう点について、なると

思つがといふ程度を出ではいいんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この法律で予定をしておりますのは、そうした備蓄基地ができ上

がつた後の防災組織といふものにつきまして、防災本部を置いて防災計画をつくるというよつな内

容の規定がござりますけれども、大きい備蓄基地等ができます場合に、それを総合的に検討をして

こういつつの機関なり、そういうものが常設さ

れなればならぬと思うんですけれども、こうい

うようなものについてはどういうように考

えられ

ますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) ただいま御指摘の

ように、たとえば石油の貯蔵基地というような大

規模な危険物施設の集団がつくられるという場合

におきましては、恐らく各府県あるいは関係の市

町村におきましては、それに対応する、その内容

を検討をする機関といふものについて、場合によつては議会の内部に設置されるものもございま

しますし、それから知事部局あるいは市町村長部

局の中に、学識経験者を集めて、そつした基地の

よつし、きちっとそれに対するところのあとは認可を

します。

ただタンクの設置といふ問題になりますと、これ

は一個のタンクを建設する場合もございま

すし、いま申しましたような大きな備蓄基地的なものを

つくるという場合もあるわけあります。それぞ

れの態様に応じまして、総合官庁としての府県あ

るいは市町村といふものが、それぞれの判断に基づいて必要な検討を行うための機関は設置される

であろうというふうに考えております。

○赤桐操君 そうすると、これはまだその構想は

できてないわけですか。この新しいコンビナート

法といふものの制定の意義といふものは、離割り

行政といふものに一つ大きくかぶせようじやないか、そしてこれに対するところの行政の一元化な

り総合化をしていくじゃないか、こういうこと

にすぎないわけですね。こういうところでも実は

いろいろな問題がここに出でくると思うのです。

さつきから指摘を申し上げているとおり、通産の

関係と消防関係、自治省関係といふものが、ある

いはまた運輸省、港湾関係も全部入ってくると思

いますけれども、そういうものが一つになつて論

議をし、責任ある形で結論を出していく、そして

その出した結論にそれぞれが責任を負っていく、

いくといふ機関につきましては特にこの法律につ

いては考えておりません。むしろこの問題の扱い

方につきましては、それぞれの府県、市町村の問

題として、それぞれの地方公共団体が判断をして

いく問題であろうというふうに考えております。

○赤桐操君 そういうものは必要と思いませんか。

か、総合的に関係各省がきちっと事前に企業から

出てきたものに対する審査を行つていく、そして

いく手順を追つていく、こういう総合的な

機関というものが必要だとと思いませんか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この法律で予定を

しておられますのは、高圧ガス施設、それから危険

物施設の混在しております石油精製等の事業所が

新設されます場合には、この法律の五条にござい

ますよう届け出を待つて、通産大臣、自治大臣

がそれぞれ協議をして必要なレイアウト等につい

ての規制を行つという規定がござりますが、石油

オブリーのいわゆる備蓄基地といふようなものに

つきましては、その適用される法律が消防庁の関

係でございますので、特にそうした中央におきま

すレイアウト等についての規制を行つという考

察方はございませんで、むしろこの点は、その必要

につきましては、その適用される法律が消防庁の関

係でございますので、特にそうした中央におきま

すレイアウト等についての規制を行つという考

察方はございませんで、むしろこの点は、その必要

につきましては、その適用される法律

でそういうものがいろいろ計らい切れますか、実際問題として。私はやっぱりこれは地域段階の審査も必要と 思いますけれども、また、地域段階における住民の皆さんや多くの市民の協力なくしてはこれはできないと思うけれども、問題はやはり最終的な、そういうものをつくっていいのか悪いのかという判断をやる能力を持つ機関といふものは中央でなきやできないんですか、これだけの大きなものは。しかも、国の備蓄政策のもとに行つていくと、そういう政策的なものは、中央機関でもつて考えられないということは私はちょっとあり得ないと思つんですが、この点どうですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) こうした大規模な備蓄基地等がつくられます場合には、当然にその基地の立地段階におきまして、各府県なりあるいは市町村なりが、その必要な対策、あるいは内容等についての検討を行ふ機関等は設置されることであろうというふうに考えます。その場合に、恐らくその府県なり市町村なりが判断に非常に困るというような問題につきましては、適当な学識経験者を集めて、そうした学識経験者の意見をもとに必要な対策を講ずるというようなことになります。そうした基地の具体的な立地計画の段階において、それぞれの地方団体の判断に基づきまして、それぞれの地方団体の判断に基づきまして、私ども相談に応じてまいりたいとうふうに考えております。

○赤桐操君 この高压ガスなんかのいろいろ保安関係の審議会とか、いろいろあるようありますけれども、私がいま言つてるのはそういう内容ではないんです。もっと事前にこれをチェックする、そういう能力を持つものでなきやならない、こういう意味のことと言つてはいるわけであります。

なお、この問題については、私は若干これから少し問題点があると思いますので、保留をさして

おいてもらいたいと思います。そして同時に、これはいま申し上げたことは、これから備蓄政策を中心として想定されるいろいろな問題を中心としてまいりました。言いかえてみれば、これから設置されるタンクを中心にして考えたことでありますけれども、今日までの実は大変大きな全国の石油基地があるわけでありまして、こういうところに対する管理、保安というものについては、これから非常に問題がたくさんあると思うんです。これから将来のものに対する規制は厳しくできるであります。いまも、いまのものについてどうするか、こういう問題が一つ出てくるわけでありまして、これらにつきましては、明日川崎地区の視察等も決定されておりますので、これらを視察した後でいろいろと意見も申し上げ、あるいはお伺いいたしたい、こう考えますので、以上をもつて私の質問を終わりたいと思います。

○森下昭司君 この機会に、提案をされました石油コンビナート等災害防止法案についてお尋ねをいたしております。

いま赤桐委員からも御指摘になりましたように、この法案が提出をされました大きな背景は、水島の事故を契機にいたしまして急速に高まつてまいりましたコンビナート防災、災害防止という国民の世論の期待にこたえるために提案をされたのであります。出されました内容を見てみますと、いま赤桐委員の指摘をされましたように、既存のそれぞれの法律を、言うならば完璧な役割りを果たしているにすぎないというようになります。しかし、私どもが考えましたのは、これらの個別的な規制といふものを、全体をひつくるめたいわば面的な規制といふものをこの法律で行う、個別規制の足らざる部分を補完をしていく、こういう形で立法をいたしますれば、その立法も比較的短時間にでき上がるし、そしてまた防災上から見ましても、一元化した行政よりはやや複雑な手続になりますけれども、防災体制としては何とかまとめることができるのではないかというような観点からこの法律の立案に当たつたわけあります。もちろん、この法律を扱う役所が違つてしまつたっての基本的な態度についてお尋ねいたしました点は企業側から見ればいろいろ不便な点もあります。それが、非常に大きい都市から非常に小さい田舎の町まであるわけでありますので、これらを末端の

ようなことになります場合に、その総合立法を行なうことになれば、確かに、行政の一元化を行うことになるわけありますけれども、現在は通産省、厚生省、労働省あるいは自治省といふにそれぞれ所管が分かれています。さらにまた、それに対応する規制立法も、高圧ガス取締法なり、あるいは毒物劇物取締法、あるいは労働安全衛生法、あるいは消防法、こういう形に分かれておるわけあります。こういうように、所管をする官庁が分かれ、さらにはそれを規制する法律が分かれております場合に、これを完全に一本化をしていくということは、現在の状況から見ますならば、数ヵ月の短時日をもつてこれを一元化するということはとうてい不可能であるというふうに考えられるわけであります。

そしてまた、これらの法律がそれぞれ規制しておりますのは、石油コンビナート地域におきますいろいろな施設のいわば単体的な規制といふ面がいまの法律による規制でございます。したがいまして、私どもが考えましたのは、これらの個別的な規制といふものを、全体をひつくるめたいわば面的な規制といふものをこの法律で行う、個別規制の足らざる部分を補完をしていく、こういう形で立法をいたしますれば、その立法も比較的短時間にでき上がるし、そしてまた防災上から見ましても、一元化した行政よりはやや複雑な手続になりますけれども、防災体制としては何とかまとめることができるのではないかというような観点からこの法律の立案に当たつたわけあります。もちろん、この法律を扱う役所が違つてしまつたっての基本的な態度についてお尋ねいたしました点は企業側から見ればいろいろ不便な点もあります。それが、非常に大きい都市から非常に小さい田舎の町まであるわけでありますので、これらを末端の行政において一元化するにいたしました、人の

おいてもらいたいと思います。そして同時に、これはいま申し上げたことは、これから備蓄政策を中心として想定されるいろいろな問題を中心としてまいりました。言いかえてみれば、これから設置されるタンクを中心にして考えたことでありますけれども、今日までの実は大変大きな全国の石油基地があるわけでありまして、こういうところに対する管理、保安というものについては、これから非常に問題がたくさんあると思うんです。これから将来のものに対する規制は厳しくできるであります。いまも、いまのものについてどうするか、こういう問題が一つ出てくるわけでありまして、これらを視察した後でいろいろと意見も申し上げ、あるいはお伺いいたしたい、こう考えますので、以上をもつて私の質問を終わりたいと思います。

○森下昭司君 いまのお話を聞いておりますと、うとすることになれば、確かに、行政の一元化を行うことになるわけありますけれども、現在石油コンビナート地域におきまして、そこで取り扱われておりますいろいろな物質の関係を見ますと、現在は通産省、厚生省、労働省あるいは自治省といふにそれぞれ所管が分かれておりま

す。さらにまた、それに対応する規制立法も、高圧ガス取締法なり、あるいは毒物劇物取締法、あるいは労働安全衛生法、あるいは消防法、こういう形に分かれておるわけあります。こういうように、所管をする官庁が分かれ、さらにはそれを規制する法律が分かれております場合に、これを完全に一本化をしていくということは、現在の状況から見ますならば、数ヵ月の短時日をもつてこれを一元化するということはとうてい不可能であるというふうに考えられるわけであります。

そしてまた、これらの法律がそれぞれ規制しておりますのは、石油コンビナート地域におきますいろいろな施設のいわば単体的な規制といふ面がいまの法律による規制でございます。したがいまして、私どもが考えましたのは、これらの個別的な規制といふものを、全体をひつくるめたいわば面的な規制といふものをこの法律で行う、個別規制の足らざる部分を補完をしていく、こういう形で立法をいたしますれば、その立法も比較的短時間にでき上がるし、そしてまた防災上から見ましても、一元化した行政よりはやや複雑な手続になりますけれども、防災体制としては何とかまとめることができるのではないかというような観点からこの法律の立案に当たつたわけあります。もちろん、この法律を扱う役所が違つてしまつたっての基本的な態度についてお尋ねいたしました点は企業側から見ればいろいろ不便な点もあります。それが、非常に大きい都市から非常に小さい田舎の町まであるわけでありますので、これらを末端の行政において一元化するにいたしました、人の

おから見れば、いろいろ不便な点もあります。それが、非常に大きい都市から非常に小さい田舎の町まであるわけでありますので、これらを末端の行政において一元化するにいたしました、人の

の九十日の備蓄をやるのに、全部一年か二年でやれると私は思わないんです。また日本のようないい所があるかどうかということも非常に問題です。

しかし、まあ一部には海の中でやつたらしいやないかという説もあるが、これも魚族に与える被害とか、そういう問題を考えたら、なかなかそう簡単じやないといふこともありますが、まあさしあたりこれだけのことはどうしてもや間にやいかぬということを決めて、そうしてまたあと場合によつては追加する場合もあり得るといふような考え方であります。あなたのおっしゃるように、本当に総合的に全部いろんなことをまとめてやるのがたてまえとしては私も賛成であります。まあこの場合はひとつこの程度のことやらしていただいて、また問題があれば、そのときに改めて考へると、こういうことよりほかに、防災というものでありますだけに、われわれとしてはやり方がなかつたと、こう御理解を願いたいと思うわけあります。

○森下昭司君 一応そういう考え方というものは

理解するにやぶさかでありますんが、特にこの一元化の問題につきましては、地方公共団体の側から非常な希望と要望が強いところであります。衆議院の地方行政委員会における参考人の意見聴取におきましても、出席をいたしました地方公共団体の代表すべて、千葉県の副知事、堺の市長、川崎市の消防局長などから強く意見が出されているところであります。特に横浜の国際大学の井上教授は、関係いたしております通産、自治、運輸、労働厚生などの各省庁関係者が出向して安全庁をつくつてみたらどうだという実は提言も述べているわけでありまして、将来の一つの私は参考にしていただき御検討をいただきたいと、かように希望をます最初に申し上げておきます。

いろいろ長官や次長からお話をありましたが、今回のこの提案の中におきましては、陸上において発生いたしました事故及び災害による被害を海上に波及させないという立場に立って立案が行わ

れているようであります。しかし現実には、先ほど赤桐委員が指摘いたしましたように、コンビナート地帯といふものは、主として海を埋め立てました臨海工業地帯といいますか、臨海部に付けておるのが大半であります。陸上及び海上、特に港湾と一体となつて事故発生防止のための規制及び災害防除体制といふものを総合的に確立する必要があるといふのが一般的の定説になりつつあると思います。特に最近は非常に港湾との関係が深く言われております。大型タンカーが喫水、水深ぎりぎりで入つてくるというよくなことで、言ふうならば、大型タンカーの埠頭と石油タンクや製油工場との距離が近過ぎるというよくな工場立地等の条件から問題が多いといふことが言われておりますが、そもそもそれはすべて運輸省に任せます。にもかかわらず、最初申し上げてみるとおりに、今回はそういつた点についても触れていない。しかもそれはすべて運輸省に任せられる。運輸省は海上交通安全法ですか、ある意味では、これが今度新しい立法をお出しになるようあります。なぜかから見ましても問題が残りますし、また水島事故のような事故が発生をいたしました場合にも問題が残るような感覚にしまして、片手落ちの防災対策ではなあらずであります。片手落ちの防災対策ではないかというような感じがいたしますが、なぜ海上においては、大型タンカーの埠頭と石油タンクや製油工場との距離が近過ぎるというよくな工場立地等の条件から問題が多いといふことが言われておりますが、そもそもそれはすべて運輸省に任せられる。運輸省としましては、次の通常国会を目指して、海上防災法といったような海の防災関係の立法を準備をする、こういうことにして、とりあえずこの陸上の問題を中心としたところの防災立法を行つてもらいたい、こういうよくな相談にいたしました。

そういうことで、運輸省が現在海上防災法につきましてのいわばワーキンググループをつくりながら、いま作業を進めてもらつておるわけでござります。この作業が進みました段階におきまして、どうしても陸と海との接点についてどういう扱いをしていくかという問題は当然問題になるわけですが、いかにこの法律が進みますか、これは考えていかなきやならない問題でございます。その段階におきまして、消防と海上保安庁とのいろいろな協力関係といふものは、当然にこれは考えていかなきやならない問題でございます。その段階におきまして、この問題は十分検討していくかといふふうに考えておるわけであります。

ただ、この法律におきましても、先般の水島災害のように、陸から海に被害が大きく及んでいくというような事例から見まして、できるだけ陸の災害は海へ及ぼさないというような体制をとらせることです。したがいまして、この法律の立案の段階におきまして、海上の問題についてどういうふうな考え方をとるべきかにつきましては、も検討を進めていたわけでござりますけれども、現在の地方公共団体の組織、権限といふものが港湾管理者の責務であります。それから港湾管理者もまたみずから、消防艇でありますとかい

るんな消防に關係いたします対策といふものは、準備いたしてあるわけであります。私は、全国の方が所管をしているというような形になつておるわけあります。したがいまして、地方公共団体の権限が及んでおりますのは、いわば港湾区域といふところにある程度の行政権限が行使されているというようになります。特に最近は非常に港湾との関係が深く言われております。特に港湾と一体となつて事故発生防止のための規制及び災害防除体制といふものを総合的に確立する必要があるといふのが一般的の定説になりつつあると思います。特に最近は非常に港湾との関係が深く言われております。大型タンカーが喫水、水深ぎりぎりで入つてくるというよくなことで、言ふうならば、大型タンカーの埠頭と石油タンクや製油工場との距離が近過ぎるというよくな工場立地等の条件から問題が多いといふことが言われておりますが、そもそもそれはすべて運輸省に任せられる。運輸省としましては、次の通常国会を目指して、海上防災法といったような海の防災関係の立法を準備をする、こういうことにして、とりあえずこの陸上の問題を中心としたところの防災立法を行つてもらいたい、こういうよくな相談にいたしました。

そういうことで、運輸省が現在海上防災法につきましてのいわばワーキンググループをつくりながら、いま作業を進めてもらつておるわけでござります。この作業が進みました段階におきまして、どうしても陸と海との接点についてどういう扱いをしていくかといふ問題は当然問題になるわけですが、いかにこの法律が進みますか、これは考えていかなきやならない問題でございます。その段階におきまして、消防と海上保安庁とのいろいろな協力関係といふものは、当然にこれは考えていかなきやならない問題でございます。その段階におきまして、この問題は十分検討していくかといふふうに考えておるわけであります。

ただ、この法律におきましても、先般の水島災害のように、陸から海に被害が大きく及んでいくというような事例から見まして、できるだけ陸の災害は海へ及ぼさないというような体制をとらせることです。したがいまして、この法律の立案の段階におきまして、海上の問題についてどういうふうな考え方をとるべきかにつきましては、も検討を進めていたわけでござりますけれども、現在の地方公共団体の組織、権限といふものが港湾管理者の責務であります。それから港湾管理者もまたみずから、消防艇でありますとかい

るんな消防に關係いたします対策といふものは、準備いたしてあるわけであります。私は、全国の方が所管をしているというような形になつておるわけあります。したがいまして、地方公共団体の権限が及んでおりますのは、いわば港湾区域といふところにある程度の行政権限が行使されているというようになります。特に最近は非常に港湾との関係が深く言われております。大型タンカーが喫水、水深ぎりぎりで入つてくるというよくなことで、言ふうならば、大型タンカーの埠頭と石油タンクや製油工場との距離が近過ぎるというよくな工場立地等の条件から問題が多いといふことが言われておりますが、そもそもそれはすべて運輸省に任せられる。運輸省としましては、次の通常国会を目指して、海上防災法といったような海の防災関係の立法を準備をする、こういうことにして、とりあえずこの陸上の問題を中心としたところの防災立法を行つてもらいたい、こういうよくな相談にいたしました。

そういうことで、運輸省が現在海上防災法につきましてのいわばワーキンググループをつくりながら、いま作業を進めてもらつておるわけでござります。この作業が進みました段階におきまして、どうしても陸と海との接点についてどういう扱いをしていくかといふ問題は当然問題になるわけですが、いかにこの法律が進みますか、これは考えていかなきやならない問題でございます。その段階におきまして、消防と海上保安庁とのいろいろな協力関係といふものは、当然にこれは考えていかなきやならない問題でございます。その段階におきまして、この問題は十分検討していくかといふふうに考えておるわけであります。

ただ、この法律におきましても、先般の水島災害のように、陸から海に被害が大きく及んでいくというような事例から見まして、できるだけ陸の災害は海へ及ぼさないというような体制をとらせることです。したがいまして、この法律の立案の段階におきまして、海上の問題についてどういうふうな考え方をとるべきかにつきましては、も検討を進めていたわけでござりますけれども、現在の地方公共団体の組織、権限といふものが港湾管理者の責務であります。それから港湾管理者もまたみずから、消防艇でありますとかい

問題にいたしましても、私はやはり政令、省令に任せることはない。しかし問題が残るのではないかどうかというような感じがいたしますが、この問題についての基本的な考え方、たとえば、タンクの鋼材についてはどういう材質でどれ以上ものはどうふうに本法で規定して、あと具体的なそれに基づいたものを政令なら政令、省令に任せることない。よつたことにいたしませんと、一つの基準、標準というものをただ単に政令に任せることによって果たして万全を期することが可能かどうか、非常に私ども率直に言って疑問を持たざるを得ないのであります。政令、省令にすべてを任していくという考え方が妥当かどうか、その点についてまたこの機会にお伺いをいたしております。

○政府委員(佐々木喜久治君) タンクの構造基準といふような問題になりますと、非常に内容的に技術的な問題になつてしまります。それにまた、私どもの政省令自体の改正が、非常に現在のコンピュート地域の巨大化に追いついていかなかつたという点にも問題がござりますけれども、そうした企業の設備内容といふようなものが非常に速いテンポで進んでまいっております。そういう意味におきましては、政省令の規定においてそれぞれの時代に即応した規制がとれるよう形にしておきたいというような観点であるわけございます。ただ、これが政省令であるからといいまして、別に規制について弱い強いというような問題はないわけでありまして、あくまで法律の規定に基づく政令、省令になるわけありますから、当然の規制についての強さといふ点におきましては同じでございます。非常に技術的な問題であるというような観点で政省令の規定にゆだねておるということだと思います。

したいというお話をありますから、これは検討事項としてやつていただきたいという希望だけにしておきます。

この際でありますから、もう一点。先ほどの長官の答弁で、また言葉じりをとらえて申しわけありませんが、赤桐委員の質問で、許認可の問題についてその判断は市町村で得られないじやないか、地方で何らかの診断委員会的なものを設けたらどうだというようなお話をあつたわけですね。最後は学識経験者を集めまして、市町村が判断に困る場合は相談に応じるというような御答弁があつたわけですが、森岡次長ははつきりとこれ言っているんですよ。実際問題として防災診断委員会というものを設けると言っている、学識経験者ですね。そして、防災診断機関を置いて、「一定の診断基準にしたがつて事業所全体の防災診断を実施し、これに基づいて企業に対し安全確保のための措置を講するよう指導をすすめるシステムを確立する」、こう言っておみえになるんですね。その裏づけとしてさらに從来、消防庁におきましては、過去に防災診断委員会というものを設けて、事実そういう問題についての御検討が進められておるんだということも書いておみえになります。とすれば、私は赤桐委員の御質問に對しまして、率直に過去の防災診断委員会をさらに発展をさせて防災診断機関——これはもう法的裏づけはどうのこのと私は申しません。それほどむずかしくは申しませんが、少なくとも赤桐委員が御指摘されましたように、市町村において限界を越えるような問題については、長官が判断をひとつ示される場合に諮問的なものを設けていいのではないかと思うのであります。この点について重ねて質問をいたします。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在、既設の石油コンビナート地帯について、特に一般住民の居住地域との関係も考えながら、そのコンビナートの事業所の防災体制というものが適当であるかどうかというような、その防災診断をするための診断基準といふものの作成をいま急いでおるのでござ

います。これは、昭和四十九年度から設置をいたしました、本年の八月ごろに一応の試案を取りました。さらに、その試案に基づきまして、具体的なコントロール地域についてその試案が適切であるかどうかとということのいわば最終段階の検討を行っております。この防災診断基準というものを大体今年度中に策定を完了いたしまして、これを市町村の方に示していきたい、こういうこと

をいま行つております。この防災診断基準のを大体今年度中に策定を完了いたしまして、このを市町村の方に示していきたい、こういうことといたやつておりますのがその内容の防災診断委員会というものでございます。

○森下昭司君 そこで、今後改正をされると予想されます政令の中で、危険物の屋外タンクに対する保安基準強化の概要の中でも、特別防災区域に存する屋外貯蔵タンクは、敷地境界線までの間に原則として最低五十メートルの距離を確保するということが実は書いてあるわけであります。しかし私は、この五十メートルで果たして大丈夫かどうかという問題が一つ問題になるのではないかと思います。これは過去に四日市における大協石油の火災におきまして付近の民家に延焼いたしました美例がござります。それから、高圧ガス関係においては、これは、私から申し上げるまでもなく、出光の徳山工場の火災を初めといしまして、全国各地に火災が多発いたしておりますが、少なく、出光の徳山工場の火災をおきまして付近の民家に延焼いたしましたところに住民が立ちましてもいわば顔がほつたというぐらいなんです。

このいわゆる距離というものは、森岡次長の論文をまた引用して申しわけございませんが、輻射熱云々という一つの規定がございますが、やはり私は、非常に火災の問題についてのいわゆる熱、火の粉、煙というようなものを考えてまいりますと、石油タンクで五十メートルというのは、いささかこれは保安距離としては短いよつた感じがないのではないかと思うのであります。この点について重ねて質問をいたします。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在、既設の石油コンビナート地帯について、特に一般住民の居住地域との関係も考えながら、そのコンビナートの事業所の防災体制というものが適当であるかどうかというような、その防災診断をするための診断基準といふものの作成をいま急いでおるのでござります。

地域との関係も考えながら、そのコンビナートの事業所の防災体制というものが適当であるかどうかというような、その防災診断をするための診断基準といふものの作成をいま急いでおるのでござります。

○森下昭司君 これは、お互にすれ違ひの議論定がりますれば、それ以上のものを期待することは非常に困難な状況にある。特に、日本の工場

立地の条件、つまり土地が狭くて密集しておるというようなことからありますと問題が残る感じにしもあらず。という点について、五十メートルをさらにもう少し距離をとつていく必要があるのではないかだろうか。私は、防災遮断線地帯設置の形になつているわけがあります。という

が、これは義務設置ではなくして、言うならば任意設置の形になつていてあります。というとコンビナートとを遮断する、言うならば基本的には離していくことが必要なわけでありますから、五十メートルの保安距離では非常な不安を感じざるを得ないのであります。この点について所感をまず最初にお伺いいたします。

○政府委員(佐々木喜久治君) これは、お手元に差し上げております屋外タンクの保安基準の政省令の改定概要というところに記載してござりますが、この保安距離と申しますものは、事業所の敷地内にあります安全距離でござります。これを最低五十メートルということでおさいますが、大きなタンクの場合につきましては、そのタンクに収容されております危険物の内容に従いまして、たとえばガソリンを収容しておりますタンクの場合には直径の一・八倍、それから灯油、軽油という場合には直径の一・八倍の距離が設定されています。この場合には直径の一・六倍、それから重油等の場合には直径の一・〇倍、こういうような基準が具体的につくられておるわけであります。さらに、こうした一・八倍の距離が五十メートル未満のものであつても五十メートルを確保させる、こういう規定でございまして、石油コンビナート地帯のような大きいタンクが設置されております場合には、タンク直径による保安距離というものが先に働いてくるであろうというふうに考えております。これはその論文にもありますよう輻射熱かかる計算で、これによつて木造家屋というものが十分に安全な距離というものを算定したものでござります。

○森下昭司君 これは、お互いにすれ違ひの議論になるようになります。一つ一つ、ケー

ス・バイ・ケースで、実地に現地を見てみませんと、タンクの周辺における住宅市街地の構成要件等も判断をする基礎に入つてまいります。

それから、私は、防油堤に関する政令の改正が行われておりますが、タンクが一つの場合は、一〇%以上の容量ということで、非常に改正の前進が見られると思うのです。ところが、二以上の

場合は、タンクの周辺に設けてあるものについては、当該タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量の一〇%以上とするということになりますと、たとえば十万、十五万、十万というふうに三つあるといったします。十五万一つの場合には、一一〇%ですから、少なくとも十六万五千トントンしきります。そつしますと、実際、ここには三十五万以上の容量ということになる。ところが、これが三つになりますと、十万吨の一一〇%という計算になりますと、これは一一〇で一万トンになりますね。そつしますと、実際、ここには三十五万トン入つておりますが、実際には二十七、八万トンしか入れ得ないというような想像が成り立つています。全体といしまして、単独のタンクの場合には規制が強化されたことは非常に歓迎をすべきだと思いますが、二以上の複数タンクの容量になりますと、従来のよう、防油堤全体で油を防ぐことはでき得ない。防止堤があるじゃないかというようなお話をなるかとも存じますが、私は、やはり基本的に防油堤で阻止をしていくというような考え方には立つて問題を考える必要があります。それは、この点について、二以上タンクの場合の規制緩和はどうして行っていくのか。むしろ三十五万トンの容量があれば、少なくとも三十六万トンのいわゆる防油堤の容量を持つべきではないかというふうに思つてあります。この点に対する考え方をお尋ねいたしました。

○政府委員(佐々木喜久治君) 二以上のタンクを収容した場合の基準が、これでは必ずしも緩和されただけではございません。後の方もごらんいたければわかりますけれども、防油堤の面積制限もいたすようにしたいと思つております。したが

いまして、一つの防油堤の中に三十万キロリットルとか四十万キロリットルを入れるということはやはり安全上非常に問題がございますので、一つの防油堤の中に入れるタンクにつきましても同時に制限を加えていきたい、こういうふうに考えております。

また、防油堤の中に設置されておりますタンクが、同時に全部油が漏れるということはまず考えられないというような観点から、最大タンクの容量というものを基準にいたしまして、その一一〇%ということにいたしたものでございます。

○森下昭司君 そういうことでありますれば、この政令の防油堤に関する三項の事項の四号に、「収納するタンク基數、収納量等についても制限を設ける」と書いてあります。そこに政令、省令に任しておれない一つの基本的な問題が出てくるわけなんです。これは私の希望意見として申し上げておきます。

それから、いまお話をありましたように、二以上のタンクが同時に亀裂を生じたり、あるいは破裂をしたり、あるいは爆発を起こすということは想像できないというお話であります。それは全く私は暴言だと思うんですよ。少なくとも、いま盛んに巷間言われておりますことは、單なる火災だと事故ではなくて、地震対策ということが非常に呼ばれているんですよ。これは、地震が起きれば同時に二つ以上のタンクが油が漏れないと保証できますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在のタンクあるいは防油堤その他配管等の設備内容につきましては、昭和三十九年の新潟地震というものにおきまして十勝沖地震というようなものに遭いました。その後におきます十勝沖地震といふものにござります。そうした構造の改善に伴いまして、その後にきました場合におきましても、改造したものにつきましては十分耐えられておるというような状況にございます。

ただ、それ以上の大きい地震が来たらどうなるかということになりますと、これはまだ具体的なうした地震の経験がないわけでございますので、これでもう大丈夫だというようなことは言い得ないわけでありますけれども、大体今までの構造は持つておるというふうに言えると思います。なお、また防油堤といつものほかに、流出油防止堤という外郭の防油堤をつくらせるということにいたしております。まず、地震の場合におきましてもこの措置によって十分ではないだろうかというふうに考えております。

○森下昭司君 これは十分に予防対策を講じることもいいことは間違ございません。したがつて、私はやはり慎重に問題を考えていった方がいいのではないかというふうに考えております。

時間がありませんので次の問題に進みますが、私はこの政令の中で、「特定事業者に係る災害予防」に対する対策の項がございまして、その自衛防災組織の防災要員の点についても、明確な人間の数というものは明示されていません。

私はこの政令の中でも、「必要な人員」という表現であります。あるいはこのいだきました「石油コンビナート等特別防災区域の概況」等を見てみますと、この規模、つまりコンビナートの油とかガスとかの貯蔵量あるいは面積規模、それから種類など、コンビナート自体は全部それぞれ違つておるわけであります。ところが、その自衛のいわゆる防災資材

に至りますともう千差万別ですね。あるところは油回収船がある。それはもう本当に数えるほどしかございませんが、何百万トンというような大規

模な石油タンクを中心としたコンビナートで全然あるいは粉末消防剤にいたしましても、量がとつてもなくたくさんあるところがあると思えば、非

常にたくさんの貯蔵しておるのに量が少ないと、貯蔵量が少ないのに量がものすごく多いとか、こ

れは企業の社会的責任という考え方からいきますれば、私は万全の準備をした会社もあるだろうと思つわけあります。しかし、今回のこの政令や省令の中に、そういうものに對する基準が示されていないわけですね。たとえばタンク容量が何

万トンのタンクが何基あり、敷地が何坪のところは少なくとも化学消防車は何台必要だとか、油回

取船はどれだけか、敷地の規模からいけばオイル

フェンスは何メートル用意をしなければいけないとか、あるいは消化剤なりそういうものはどれだけ原液で保持しようとかいうようなものが一切明示されていないわけなんであります。私はこういった点については、先ほどのお話ではございませんが、本法で規定できない以上、政令、省令で明確に規定していく、これはできるはずなんですね。それがどうして今回の省令や政令で規定されないか。先ほどおっしゃられた自衛防災組織の防災要員ですら人数が規定されていない。全く私はこればかり抜けだと思うのですよ。こういう点についてどうして明確に規定することができ得ないのですか。技術的にできないのか、それはもう企業の社会的責任として任してしまったのか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在のコンビナート地域におきます自衛消防組織というものは、消防法関係の政省令の規定によりまして、現在は化

学消防車を中心とした設置の義務規定がございま

す。これは石油精製をやっております事業所についての規定でございますので、この資料からごら

んいただきますと、非常に自衛消防組織の資機材面につきましてアンバランスがあるよう見受けられるわけでございます。またオイルフェンスでありますとか、油回収船といふものは、現在義務

規定がございませんので、そういう意味におきましても問題がございます。この法律が制定されま

した場合におきましては、自衛防災組織に設置いたしますその資機材あるいは要員というものは、

具体的に政令で規定するつもりでございま

て、現在その内容につきましては、私どもの方と各コンビナートを持っております市町村の消防機関あるいは府県というところから経験者を集めまして、この自衛防災組織の基準の策定作業を行つておる段階でございます。

○森下昭司君 私はひとつこの点問題にいたしておきたいと思うのであります。昭和四十五年の先ほど指摘いたしました「石油コンビナート地帯

防災対策要綱」の中で、このいわゆる化学消防車及び消防艇の整備あるいは何と申しますか、都道府県市町村の化学消火剤の備蓄、こういったものについては実は実施時期が明示されてい

ません。報告時期についても、「別途調査時」といって、私はやはり慎重に問題を考えていった方がいいのではないかとおもふるうかというふうに考えております。

時間がありませんので次の問題に進みますが、私はこの政令の中で、「特定事業者に係る災害予

防」に対する対策の項がございまして、その自衛防災組織の防災要員の点についても、明確な人間の数というものは明示されていません。

私はこの政令の中でも、「必要な人員」という表現であります。あるいはこのいだきました「石油コンビナート等特別防災区域の概況」等を見てみますと、この

規模、つまりコンビナートの油とかガスとかの貯蔵量あるいは面積規模、それから種類など、コン

ビナート自体は全部それぞれ違つておるわけであ

ります。ところが、その自衛のいわゆる防災資材

に至りますともう千差万別ですね。あるところは油回収船がある。それはもう本当に数えるほどしかございませんが、何百万トンというような大規

模な石油タンクを中心としたコンビナートで全然あるいは粉末消防剤がないというところもあるわけです。あ

るいは、火災に対しまするあわの原液だととか、あ

るいは粉未消防剤にいたしましても、量がとつてもなくたくさんあるところがあると思えば、非

常にたくさんの貯蔵しておるのに量が少ないと、貯蔵量が少ないのに量がものすごく多いとか、こ

れはどういうことですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 防災資機材の設置義務につきましては、原則的に一年以内に設置を

してもらう、こういうつもりでおるわけであります。ただ資機材の中で、たとえば高所放水車であ

りますとか、油回収船とかいうようなものにつき

ましては、いろんな生産能力等の関係からいたしまして、一年内にできないものがございます。そういうものにつきましては、三年までの範囲内において延長すると。その延長すべき資機材を政令で定め、その延長すべき期間をその政令で同時に定めるということにいたしたいと思っております。

○森下昭司君 それじゃ、この特別防災区域内のすべて必要なコンビナートに、油回収船と屋外消防栓設備が完全に法律の規定どおり終了するのはいつですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この法律が施行後三年以内ということになります。

○森下昭司君 この二十条の中にも、「三年を超えての三十条の規定は一年間で、「三年を超える範囲内で政令で定める期間」と書いてあるんです。これ。三十条の経過措置の中で書いてあります。そして十六条の規定は一年間で、「三年を超えない範囲内で政令で定める期間」とあるわけです。私の理解は、いま長官の御説明では三年以内だというお答えでありましたが、私の重ねてお尋ねする理由は、このいだきました政令骨子案の中でも、「経過期間の延長を認める」とありますから、「三十条の括弧内のただし書き」で、「三年を超えない範囲内で政令で定める期間」とありますから、それは長官お答えになつたように、三年以内ですよということになる。ところが、政令の骨子案でまた「経過期間の延長を認めることとする。」という文句が入っておりますから、三年以上にわたるのかと聞いているんです。

○政府委員(佐々木喜久治君) この経過期間は原則は一年でございます。それで、括弧の中は、一年を延長を認める場合でも三年を超えないという法律の規定でございますから、この法律の規定を超えて政令で延長するということは認められないわけでございます。

○森下昭司君 それでは、私はこれはもう一遍三年たつて実態を見てみないと、いまのお答えが正しかったか正しくないのかわかりませんから、この程度でやめておきます。

そこで、ひとつ私が尋ねたいのは、そこで、ひどつお尋ねいたしておきたいのは、

特別防災区域に指定された地帯の中で、地方公共団体で、常設消防のないのは三重県の楠町、鹿児島県の喜入町、沖縄県の与那城村、西原村、中城村の五ヶ所とというふうに聞いておりますが、これ間違いありませんか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在の段階で常備消防のない市町村は、ただいま仰せられた町村でございます。

○森下昭司君 これは私が見ますと、喜入町なんかは五十年度に常設消防を持つというように実は付記がございました。ところが喜入町というのは、御存じのようにあなたの方の資料を読みましたと申しますと十万トンが三十基、十五万トンが二十四基、日本最大の基地だと、これはここにパンフレットがありますが、自分のところは日本最大の基地

でも日石の六百七十万トンです。タンク数にいたりと申しますと六十万トンが三十基、十五万トンが二十四基からさらに倍にふえるわけです、単純計算

で、ここに常設消防がないんです。幾ら消防施設強化促進法を適用なさって、三分の一の補助を二分の一やりますよと言つたところで、自治大臣おっしゃるように、地方財政のこの危機で、喜入町にはそんな能力ありませんよ。そこで一体、この常設消防なり、コンビナート防災法ができる、この喜入町の拡張——たとえば喜入町と日石との間ににおいて土地買収、漁業補償とかいろいろなものがありますが、協定ができたといてしましても、いわゆる防災という見地に立つて、許可認可の申請がありましたら、その許可認可をお断りになる自信がありますか。最初にお伺いします。

○政府委員(佐々木喜久治君) 喜入の貯油基地が拡張をされるということになります場合に、現在の段階でその許認可事務をやっておりますのは鹿児島県でございます。これは県と日石側との話し合いの問題であろうというふうに考えておりま

す。

○森下昭司君 やいや、できた場合に、レイアウトとかいろいろな備蓄の申請が出てくるでしょう。コンビナート防災法に基づいて、タンクとか

火災というものは、こうした自衛防災組織に設備いろいろなもののが申請が出てくるでしょう。それはどうなさるんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この喜入のような石油だけの備蓄の基地というものにつきましては、この法律によるところのレイアウトの届け出はございません。これは消防法の規定に基づきまして設置をするということになります。

○森下昭司君 それでは私重ねてお尋ねしますが、消防法の見地から、たとえ先ほど御説明のありました十条ですか、ああいうものの規定に合つておったいたしましても、消防法の趣旨、法律の趣旨からいへばこれは問題が残ると思うのです。たとえ構造上のものは合つたとしても、消防能力全然ないんですから。これは自衛防災組織をたとえば指摘したようにつくれば話は別かもしれませんよ。だからその点について、たとえば消防法の見地からどういうような取り扱いをなさるお考えなのか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 喜入の貯油基地が拡張されるということになります場合には、現在考へております新しい技術基準のもとにそのタンクが設置をされるということになるだらうと思ひます。

それから、またさらにこの法律が成立いたしまして適用されますと、企業自身が相当な自衛防災組織というものを設置しなければならないということになるわけでありますので、まず防災上の見地から、この喜入の場合にそれほど問題になることがあります。

○森下昭司君 それは困りますな。たとえばこの間、四日市の大協石油のあのタンク一つです、あのタンク一つで出動した消防車は四十台です。ナシバー一七〇号というタンクがございました。ナシバー一七〇号。これは消防庁の調査で一%以上の不等沈下タンクです。ところが、改善命令が出されておりません。そして今日十万トンの容量を入れないで、半分以下の五万トン以下の油を入れて、そうして現在なお使用しておる。なぜ、会社側にこられは改善をしないんだと聞きましたら、七千万円修復費にかかるから仕方がないという返事であります。

官あなたがおっしゃるよつに消防法の観点から言つて問題ありませんか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 大協石油のタンク火災といふものは、こうした自衛防災組織に設備いたします消防資機材について、非常に大きい教訓が与えられたのであります。確かに、現在出動いたしました消防車の台数というものは非常に膨

大な数に上つたわけでありますけれども、あの消防力の中で、あのタンクの火災について、有効なあわ放射を行ひ得た消防車というものは「くわづ

かでございました。そういう意味におきまして、今後の自衛防災組織におきましては、タンクの大引きに応じました、それに的確に対応し得る高性能なタンク自体についての消防用設備自身につましても、相当内容を強化するつもりでございま

ます。

○森下昭司君 あなたの方の資料にも、高所放水車、これはゼロです。消防艇もゼロです。これは喜入の問題ですよ。これは時間があまりませんから、この問題で、幾ら消防法で規定しているからといって、これは結構でございま

す。私はこれ以上論争いたしませんが、そういう消防といふ立場で問題を考えましたときには、消防艇など市町村に、幾ら消防法で規定して規格に合つているからといって、これは結構でございますというようなことは、私はもう全く手落ちな行政判断だと言わざるを得ません。しかし、時間がありませんので、これ以上は追及いたしません。

そこで、ひとつこの喜入基地へ私も八月の上旬に視察に行きました場合に、十万トンタンクでナシバー一七〇号というタンクがございました。ナシバー一七〇号。これは消防庁の調査で一%以上の不等沈下タンクです。ところが、改善命令が出されておりません。そして今日十万トンの容量を入れないで、半分以下の五万トン以下の油を入れて、そうして現在なお使用しておる。なぜ、会社側にこられは改善をしないんだと聞きましたら、七千万円修復費にかかるから仕方がないという返事であります。

ました。私はそれ以上追及しないで帰つてしましましたが、この点について、消防庁の確認をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(佐々木喜久治君) 喜入の基地につきまして私どもの方に報告のありましたのは、はつきりした数字ではありませんが、最大の沈下量が八十八ミリというものでございまして、その沈下割合が千分の一というようなものでございましたので、これにつきましては異常がないというふうに取り扱っております。一%以上の沈下があるというものについては報告がございません。

○森下昭司君 これは後ほどまた一遍精査して御報告いただきたいと思います。

最後に、せっかく防衛庁の方に来ていただいておりますので、質問だけさしていただきます。

私は、本法案の中に防災本部が設けられておるのは一面において改善の跡が見られるというふうに考えておりますが、「自衛隊の長」という言葉で、昭和四十五年のこの防災対策要綱はなっている。この法案は「都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面監督又は」云々というふうになつてゐるんです。まず私は、防災本部に、自衛隊でなくて「陸上自衛隊」といういわゆる限定したものを構成員にした理由は何か。時間がありませんから、質問だけ一つ、それは消防庁に伺います。

それから防衛庁の方にお尋ねいたします。私は、一般災害地に対します出動というものは、当然に自衛隊法の、これは言うならば八十三条だったと思いますが、この八十三条の第一項で、都道府県知事が要請をした場合に一般災害出動をするという規定があります。二項に、そのいとまがないときは自衛隊の自主的判断で出動できる、こういう規定があるわけであります。そこで私は、從来の災害出動はすべて八十三条一項によっておつたと思うんですが、その点についての確認が一つ。

そして防災本部にこれが入りますと、常時自衛隊が出動するものだという前提で考えますと、これは二項によらざるを得ないというような考え方

に立つのであります、この点についての防衛庁の見解。

それから三つ目の問題は、指揮命令系統はいかなるものか。たとえば自衛隊は自衛隊としての組織があります。防災本部の決定事項を推進するつまり役割りの一端を果たすという立場で自衛隊が行動するのかどうか。中には、いわゆる自衛隊は防災本部の指揮命令を受けないという、言うならば自衛隊法を盾にとった意見もございます。しかし、一般災害に出動いたしました場合に、自衛隊は法の第九十四条で、警察官職務執行法の四条並びに六条の一項、三項、四項の準用規定がございます。四条は簡単と言えば避難等の処置、六条の一項、三項、四項は立ち入りですね、勝手に他人のうちや建物に入つてもよろしいという立ち入り調査権といいますか、捜査権といいますか、というものを自衛隊員が持つという規定があるんです。

したがつて、私どもは自衛隊の出動というものは非常に限定された条件下で行われなければいけないというふうに考えておりますが、このいわゆる防災本部の一員に、構成員になつた以上は、いま申し上げたように、八十三条の二項で常時出動する体制になることを意味するのか、この点についてひとつ。

それから最後に、私は自治大臣にお尋ねいたしましたが、この法律案の中にも、国との、関係機関との協力は条文の中にうたわれているんであります。海上保安庁とか地方航空局とか、どことこへす。海上保安庁とか地方航空局とか、どことこへ通報しなくちやいかぬとか何とか書いてあるでしょ。なぜ国の機関の一つである陸上自衛隊だけを防災本部の構成員にするか。私は最初に指摘をいたしました。言うならば海上面における防災

対策の不備がある、一貫性がないということを追及いたしておりますが、そうだとするならば、海上保安本部が防災本部の構成員になる必要があるのではないかと思つておられます。時間がないので、一括してやりました。

○政府委員(佐々木喜久治君) この陸上自衛隊の方面監督を防災本部に入れておりますのは、現在の災害対策基本法の構成と同じ考え方をとつたものでございます。そしてまた、この法律は特に陸

上の災害というものがどちらかというと重点になります。なつてまいりますが、現在の災害対策基本法の都道府県の防災会議の構成メンバーというものと合わせておいていいのではないかというふうに考えております。なおまた、この防災本部の要員には、当然に海上保安庁のいわば地方部局でありますところの海上保安官署がこれに構成メンバーとしては入る、こういう……

○森下昭司君 法律に書いてないでしよう。法律に海上保安本部の地方部局が入ると法律に書いてあつたですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この規定に、第二十八条の第五項第一号のところで……

○森下昭司君 特定地方行政機関の長ですよ、第一号は、海上保安本部は特定地方行政機関になりますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この規定は、第二十六条に特定地方行政機関というものの規定がござります。これによりまして、海上保安官署の長は政令で指定する予定でございます。

○説明員(長谷川宏君) 御説明申し上げます。

いま御答弁がありました点にちょっと関連いたしましたが、まず陸上自衛隊の関係者が参加しておられますということは御説明のとおりであります

が、その場合に、必要に応じまして海上自衛隊等に対しましても十分の連絡がとれるようになります

しょ。なぜ国の機関の一つである陸上自衛隊だけを防災本部の構成員にするか。私は最初に指摘をいたしましたが、うたわれているんであります。これによりまして、海上保安官署の長は政令で指定する予定でございます。

県知事の要請により行うことになります。いま先生が御指摘になりました第八十三条の一項派遣というふうなこと、あるいは二項派遣ということではあります。この条文を私どもの方で申し上げますのはいかがかと思いますが、まず第一項ではその要請ということが書いてあるわけでございます。二項の本文におきまして、要請を受けて長官またはその指定する者が派遣を命ずることができるものであります。ですから、いずれもこの意味では二項によって派遣が行われるわけであります。必ず原則的には知事の要請を受けた派遣、これが第二項によつて行われるという関係でございまして、この点は変わりがございません。

それから指揮命令系統のことを御質問でございまして、必ず原則的には知事の要請を受けた派遣、これが第二項によつて行われるという関係でございまして、このことによつて全く影響を受けないわけでございまして、必ず原則的には知事の要請を受けた派遣、これが第二項によつて行われるという関係でございまして、この点は変わりがございません。

それから指揮命令系統のことを御質問でございまして、必ず原則的には知事の要請を受けた派遣、これが第二項によつて行われるという関係でございまして、この点は変わりがございません。

それから指揮命令系統のことを御質問でございまして、必ず原則的には知事の要請を受けた派遣、これが第二項によつて行われるという関係でございまして、この点は変わりがございません。

ここで行われます連絡調整等は、現行の法令によりまして自衛隊等の関係機関が持つております任務とか権限とか指揮系統等を変更することを意味するものではないというふうに私ども了解しております。

以上でございます。

○國務大臣(福田一君) ただいまの御質問でございますが、災害の場合に陸上と海上を分離すると

いうことはいかがかと思いますけれども、今までまえは陸上を中心にしてやつたわけでありまして、海上の場合は運輸省の関係でもつて新しい法規をつくるということにならうかと存じております。

そこで、しかし実際問題として海上關係が必要であるという場合は、陸上自衛隊を通じてわれわれ

○委員長(原文元兵衛君) 午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(原文文官衛君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

○阿部憲一君 この法案が施行されましてコンピュート災害に対する防災行政が一步前進するということは、非常に喜ばしいことだと思いますが、これに関連しまして、今までの問題、要するにまだ残された問題というものについて、ちょっと消防庁長官にお伺いしてみたいと思います。

既存のコンビナートの防災対策をどういうふうに強化していくか、いわゆる積み残された課題、これに対しましてどのような取り組み方をなさるかということを伺いたいと思います。昨年の水島での事故からどのような規制の強化の処置をとつてこられたのか、また、さらに今後どのような規制の強化をしていくかということについて御検討なさっているかどうか、その辺について御説明願いたいと思います。

○政府委員(佐々木喜久治君) 昨年の水島事故の対策といったしまして、消防庁に事故調査委員会を設置いたしましたとともに、タンクの緊急点検というものをを行わしたわけでござります。それと同時に、この法案についての立法作業を開始したわけでありますけれども、こうしたコンビナート地域全体の防災体制をとるその以前の問題として、個別の規制の問題というものについて十分対策を検討する必要がある。こういうような観点から、消防法関係の政令、省令の改正というものを考えて、その検討も行ってきておるところでございます。ただ、タンクの非常に技術的な構造基準、あるいは

は基礎の工事基準といふようなものにつきましては、いまそれぞれの分野における専門の先生方に集まり願いまして、その検討を進めていただきおるわけでありますけれども、こうした検討がなお一年以上かかるのじやないかというような見通しもございますので、とりあえず現在の省政府令関係の規制を強化いたしまして、これはいわば暫定的な基準いたしまして地方団体を指導していく

きたい、こういうことを考えております。
その内容いたしましては、保安距離の問題、
保有空地の問題、それから防油堤の容量あるいは
構造、あるいはタンクの構造及び基礎についての
暫定的な基準、こういうようなことについて検討
を進めておりまして、大体内部的な案はでき上
がつてまいりましたので、別途資料でもその概要
について差し上げておりますけれども、この法案
の成立とあわせて、この規制の強化を地方の方に
指導していくといふふうに考えております。

○阿部憲一君 そうしますと、特にあの例の昨年の事件以来、現実にこの規制を、つまり検討はなさっているけれども、具体的に強化なさったといふことはないわけでござりますね。どうですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) すでに強化をしたということにはなっておりませんけれども、昨年の事故以来、タンクの緊急点検を行いますとともに、今後の危険物施設の点検方針というものを示しまして、定期的な点検を行わせるようについたし

○阿部憲一君 既設コンビナートの強化につきましては、各事業所の自衛防災組織の機能を強化していく、これは特に大切なことだと思いますが、一体現在の機構で十分であるのかどうかということが、それから今後強化していくとすれば、これは一定の基準を決めることができるかどうか、また、これに対して強制的に義務づける必要があるかどうか、まいりたいというふうに考えておるわけでござります。

うかということについて、もう一度御説明願いたいと思います。

消防組織といふものを置いておりますけれども、これは石油精製施設を持つ事業所について、現在は化学消防車を主体にした資機材の設置を義務づけておるわけでありますけれども、先ほど申しましたように、水島の事故なりあるいは大協石油の火災事故なりから見ますと、非常に現在の資機材の設置義務の内容が弱い、こういう観点から、この法案の規定にござります自衛防災組織といふものにつきましては、これまでの基準から見ますと数段強力なものにした基準を設置いたしま

○阿部憲一君　引き続き消防庁の方に、長官でなくとも結構でござりますけれども、この「立入検査」についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、前国会で長官が、点検項目と基準についてはこの八月――というのはもうすでに過ぎたわけですけれども、八月までには一応の案をつくるとお話しになつておられましたが、どのようになつて

おられますか、経過をひとつお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、理事安田隆明君着席〕

○政府委員(佐々木賀久治君) 点検基準につきましては、本年の五月二十日付で点検基準の内容を全国の消防機関に指示をいたしました。

その内容は、タンクの沈下に関する点検は原則として年一回行う。そして、点検の結果一定量以上の沈下が認められたものにつきましては、タンクの内部をあけて、その内部についての点検を、磁粉探傷試験でありますとか超音波探傷試験でありますとか、いろいろな方法による非破壊検査を

実施をする。これによつて修正を行つうあるいは修理工を行つうという必要なものについては、その点検の結果に基づいて必要な補修あるいは基礎修正を行つう。そしてこの基礎修正あるいは内部補修を行つたものにつきましては、原則一年の点検にかかるわらず、もっと短い期間で、一定期間内はさく沈下状況の測定を行つうということを指示して、いまそういうことでやらしておるわけであ

なお、全体的な点検の問題につきましては、さらにいまこの法案の成立を待ちまして、企業が主的に行う定期点検というものの全体についての点検基準をはつきりとしていきたいというふうに考えております。

不安の声が出たとき、初めて行うようにするのか。あるいはまた、昨年十二月二十八日に大型タンクの不等沈下の一斉点検が指示されまして、いろいろな重大な問題が明らかになりましたが、やはり今後定期的に点検を強化していくことが大事であると思いますが、この実施の時期等についての御方針を承りたいと思います。

○政府委員(佐々木喜久治君) この法案の附則におきまして消防法の規定の一部改正を行つておりまつたが、

まして、企業は法令の定めるところによつて、定期点検を行うという規定を設けることになつた。この内容は、たとえば沈下の測定といふようなものにつきましては、そのタンクの設置時期等に応じまして、原則的には年一回といふものを中心にいたしまして、必要なものについては年二回といふような基準を設けるとか、あるいは沈下の量にかかるわらず内部開放検査といふものを、たとえば五年ぐらいの期間を置いて一回行わせるとかいうような、そういう定期点検の義務を負わせるつもりでございまして、消防法の規定によつて負わせるつもりでございます。そして、その定期点検の結果については、當

にその点検結果の関係書類を企業に保存をさせておく。それと同時に、この定期点検の機会をとらえ、あるいはまた随時に、消防機関は立ち合いの調査をする。あるいはそれ以外の時期において、企業が行っている定期点検というものが的確に行われているかどうかということについての立入検査を行ふということにいたしております。

○阿部憲一君 共同防災組織あるいは協議会の設置につきまして、これは任意になつてありますけれども、現状はどうなつておりますか。それからまた、今後の設置を指導をしていくとすれば、どのようなお考えをお持ちですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在この共同防災組織あるいは協議会というものにつきましては、

特に法律の規定がございませんので、全く任意設置といふことになつております。それで、共同防災組織を持つておりますのは四日市の石油コンビナート地城に一部ございます。また、協議会につきまし

ては、昭和四十五年の石油コンビナート地常防災対策要綱というものに基づきまして、都道府県、市町村等の指導によりまして連絡協議会を設置を

する。そして、あわ消火剤の共同備蓄があります

とか、あるいは資機材の共同備蓄、あわ消火剤以外の資機材についての共同備蓄、あるいは相互応援協定を結ぶとかいうようなことをやらしている

わけでありますけれども、この法律の規定によりまして、今度この共同防災組織並びに特別防災区域協議会といふものにつきましては、法律にその

内容を明確にいたしたわけございます。一応法律は形式上任意設置の形になつてはおりますけれども、その地域の実態によりまして、この共同防災組織あるいは協議会といふものは、各府県がつくります防災計画の中において明確に位置づけを

してもらつて、その共同防災組織が持ついろいろな消防力とかその他の資機材というようなものを

具体的に決めていただきますと同時に、この共同防災組織自体の資機材の基準といふものは、政令で明確にこれは規定していくといふつもりでおり

ます。

○阿部憲一君 それでは終わりにお伺いしたいんですが、通産省お見えになつていますね。

通産省、またただいまの消防庁、それから最後に自治大臣にそれをお伺いしたいと思いますが、この法案が実施されまして、防災行政が、コンビナート災害に対する措置が一步前進する。これは大いに期待できるとは思いますが、これから

の課題としては、消防法それから高圧ガス取締法等の関連法案の規制を強化とともに、さらに総合的、一元的な防災対策が講じられなければならぬであろうと思ひますが、この点について今後どのように取り組んでいかれますか、それぞれのお立場に立つてお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(宮本四郎君) ただいま先生御指摘の点は最も大事なところでございますし、私どもがこの法案を提出させていただいたゆえんも、その辺にあるかと思ひます。

○通産省といたしましては、消防法と並びまして、

コンビナートの防災、各災害防止のために、保安

確保のために高压ガス取締法というのを設けてい

る次第でございます。この高压ガス取締法につきましては、今年五月に改正が行われまして、從

来の製造設備の検査を一步さかのぼりまして、いわゆる特定設備検査という制度を導入いたしました。

○國務大臣(福田一君) この法律を制定していた

ときまして、政令、省令等々なります場合に、こ

れはもう当然各関係方面とはよく連絡をとつて、

非常にわれわれ心配をいたしておりますので、今

後災害が再発しないように、また再発した場合には

最小限に被害を食いとめるようにという処置をいたさねばなりません。それからまた消防法自体

における政令、省令等についても、これとらみ合わせて今後改善をするといいますか、改正をいたしまして、御趣旨のような防災の完璧を期する

という立場から万全の努力を期してまいりたい

と、かように考えておるところでございます。

○阿部憲一君 最後に大臣にもう一言お伺いしま

すが、今後このコンビナート災害防止のため専門

の技術職員を養成しなきやならぬと思ひます

と、かように考へておるところです。

○神谷信之助君 コンビナート防災法案ができる

と、既設の設備の方については後でまたいろいろ

問題を提起をしたいと思うのですが、まあ新設

の部分なり、それから自衛消防組織なり、一定の

企業に対するいろんな義務を課して、そしてコン

ビナートによる災害の拡大を防止をしようとい

う面での私は一定の積極性があると思うのです。し

たがつて、これを厳正にやつてこうとすると、

企業に対してしつかりした姿勢といいますか、立

場に立たないとぐあいが悪いというように思うの

ですが、そういうことで、企業とそれから官庁の

懸念の問題ですね、少なくともそういう疑いを国

民に持たしては行政当局として国民に信頼をされ

る行政はできない、こういうことになると思いま

す。

したがつて、最初に私は、先般川崎の税關支署

に起こりました石油業界とのドンチャン騒ぎの問題について尋ねたいと思います。税關關係、来て

います。

それじやます、石油、ガス輸入に関する川崎支

署の位置についてお尋ねしたいと思います。四十

九年度でいいですから、川崎支署の扱い量、それ

から扱い額、それから関稅額あるいは減免稅額、

これらの数字について報告をしてもらいたい。

○説明員(米山武政君) 横浜税關川崎税關支署の

石油の輸入実績と関税額について申し上げます。

四十九年、暦年で申しまして、輸入数量は二千七百八十八万七千キロリッター、価格にいたしまして五千三百四十四億三千二百万円、関税額は約百三十億でございます。なお、五十年度の一月一九月までの実績は、輸入数量が二千一百四千キロリッター、価格にいたしまして四千五百三十二億五百万円、関税額は約百億でございます。

持つて いるところですから、当然この税関の仕事
をやつて いる職員、この服務の厳正性といふのは
要求さ れて いるといふよ うに思ひます が、この点
はどうい ことになつておりますか。

○説明員(米山武政君) 先生のおっしゃいますと
おり、服務は厳正で、特に課税の決定あるいは許
可業務等も行 いますので、服務はきわめて厳正に

維持する必要があると思つております。
○神谷信之助君　特に仕事の上で利害関係にある
関係業者との接触、これについてはやつぱり公私
の別をちゃんと区別をして、いやしくも国民に疑惑

感を持たれるよ、なそ、ういう行為をしてはならぬ
というよう、に思つんですが、この点はいかがで
か。
○説明員(山川武文氏) おつしやるとおりだと思

○神谷信之助君　十一月の八日ですね、川崎地区
石油懇談会ということで東海村の見学に行って、
大洗ホテルでその夜、関係業者の課長連中と川崎
います。

支署の課長クラスがすべて参加をしてトンチヤン
騒ぎをしたという事実、御存じですか。

的のために研修旅行を行つて、その夜一緒にホテ
ルに泊つて懇談会をしたという事実はございま
す。

○神谷信之助君 どういう研修の内容であるか、
御存じですか。

は、石油業者が非常に多いわけでございまして、その石油業者が石油懇話会というのをつくつておられます、この懇話会の目的は、非常に日常税関

の業務に關係のあるものですから、その会員の税
関業務に関する知識の向上と円滑な業務の執行を期
する、あわせて会員の親睦を図るという目的の

ために設立されておるわけでござります。そういう想話会の目的上、税関支署の幹部がこの顧問となつております。それで、この想話会は年に数回、税關の會議室におきまして、法令の改正とかあるいは制度の改正、あるいは通關手續等が変わつた

うな経過に受け取れるわけです。
これ、大臣ね、石油業界とそして関係当局、利害のあるそういう税関ですね、川崎の支署が、懇話会を持って業務を円滑にやっていくといふことのことは必要でしょうね。しかし、土曜日から日曜日にかけて一泊で、見学だと称して実際は時間、そうしてわれわれの追及によって、費用はお互いた割り勘で分担するんだと言い出して、だんだんそれも金額がふえてくるといふようなことは、これは大変なことだと思う。李下に冠を直さずといふことわざがありますが、こういうことでは、今度こういうコンビナート防災法をつくりましても、今度は取り締まりの方の官庁とやっている業界の方で同じよつなまた癪着ができるんでは、これは何ぱりっぱな法律をつくっても意味がない、こういうふうにも思うのですが、この辺、ひとつ大臣いかがですか。

○説明員(米山武政君) ちよつと事実について、
いまの、本当に申しわけありませんが、先生のおつ
しゃつた点、ちよつと事実が私どもと違います。
で、そこだけ説明させていただきたいと思います。
いまの経費の分担の話ですが、一応旅館とい
うのは非常にはつきりしておりますので、素泊ま
り料といふのは先に払っておきまして、あとは幹
事が一括して明細が着き次第払い込むというのが
従来の慣例になつております。それで、その当
時はまだ明細がわからなかつたので幾らになるか
わからなかつたということで、明細が来ましたの
できちつと支払つてあるわけでござります。した
がつて、その点、一緒に寝泊まりしたというよう
な点についてはいろいろ問題があるかもしれません
が、経費の点につきましてはそういうことで、
初めからそういう約束できちつとしておりますの
で、それだけちょっと説明させていただきます。
○国務大臣(福田一君) 仕事を役所でする場合
に、関係の業界とも連絡を密にしていくということ
は、これは決して不当なことでもなければ不正
でもございませんが、しかし、そういう研修その
他のことをやる場合にも、いま説明員が答弁をし

たような内容でござりますれば、私はある意味で
行き過ぎが、たとえばドンチャン騒ぎをして、そ
こら辺に大変な迷惑をかけたとか何とかいつて文
句を言われるようなことにでもなれば別ですが、
まあ一応常識の範囲で飲み食いをしておるという
ことならば、やむを得ないと考えます。しかし、
やはり李下に冠を正さずという言葉がありますか
らして、いやしくも國家公務員あるいは地方公務
員にいたしましても、世間から疑惑の目で見られ
るような行為は極力慎むべきものであると思うわ
けでございます。

したがつて、この法律ができまして、そうして
わざわざ未だ周知未だ周知未だ周知未だ周
員にいたしましても、世間から疑惑の目で見られ
るような行為は極力慎むべきものであると思うわ
けでございます。

関で密輸入品の公売に關して、二百万円を看取を
して歳入係長が、ことしの十月ごろですか、懲戒免職になつた。あるいは名古屋の税関長がことしの夏、税関の監視艇に業者を招待をして、桑名海港を遊覧をして問題になるとか、そういう状況があります。

一方では、税関では十月の四日ですか、全税関の六月十一日、七月七日の行動を理由にして戒告三名、訓告二十四名、厳重注意四十名に及ぶ、そういう处分が出た。これはピラ張りあるいは座り込みをしたという、当然の正当な組合活動をやつた。それに対して、他の国家公務員の職場に比べても最も厳しい処分をしながら、業者と飲み食いがありま

員法八十二条による戒告その他の者についても今後を戒める意味で訓告等の行政措置をとつておるわけでござります。

今回の場合も、私どもも十分調査いたしましたが、先ほど申しましたように、目的自体はこれははじめ研究会の研究活動でございます。それから経費の割り振り等も、当初の約束どおりきっちりと支払っているというふうなことになっております。したがつて、内容の事実は、そういう意味で決して非難されるようなものではございませんが、いま大臣お答えになつたように、李下に冠を正さずというふうなことをございますので、今後よくそういうことのないよう全国税

で、今回この問題について当該職員を処分するというようなことは考えておりませんが、やはり下に冠を正さずということは、公務員として十分注意していかなければいけないことでござりますので、同じ目的を達するためにも、やり方で世間から非難を受けることのないように十分注意するというふうな方途については、これから十分指導してまいります。

○神谷信之助君 なかなかがんこですね。昨年、同じようにやっていますね。四十九年十一月の三日から四日にして、これは東燃のプラント見学を名目に清水で一泊をして、芸者を上げてドン・チャン騒ぎをした後、東燃のプラントを見学を

これは、初めの予定では支署長も参加をする課長以上ですからね、支署長も参加をする予定だったが、相手が工場長クラスがおらなかつたものですから、支署長が行かぬで、相手も課長連中のこつちも課長連中ということを行つた。後で金はそういうわけで返すよつになつた。これは後で幾らでも取りつくろうことはできるわけです。そういう利害関係の非常に深い仲で、ちゃんと公務上必要であれば、懇話会ですか、懇談を庁舎の中でやればいい。それをわざわざそういう疑惑を持たれるようなことをやるというのが、私はきわめて重大だというふうに思ひます。

しかも、これだけじやなしに、最近は多くのそ
ういう不正事故が起つてゐますね。名古屋の税

○ 説明員(米山武政君) 去る十月に行いました全税関の処分は、これは正なる組合活動を逸脱する行為、たとえば勤務時間中に席を離れ大声で抗議するとか、メインホールに掲げた日の丸を勝手に引きおろして組合旗を掲げるとか、あるいは厅舎税関庁前に座り込んで執務を妨害するとか、きわめて遺憾な行為が行われ、それに對しまして、非常に公務員としてふさわしくない者に対しても公

これいんですか、疑惑を事実持たれてるんで
すよ。そういう疑惑を持たれる行為をすること自
体について、何らあなた方はそれに対しても注意を
することもなければ何もしない、それはりっぱな
当然のことだと、これは認めるわけですか。さつ
きの大臣の話と大分違いますよ。まあ所管は違
りますから何ですけれども、私は自治大臣のおつや
しゃつた、國務大臣、閣僚の一員としておつしや
たのはこれは当然のことだと思つんだけれども、
あなたの方はそういう業界と一杯飲んでもよろ
いということですか。

○説明員(米山武政君) 私ども、今後ともそのま
まそういうことを奨励するとかなんとかというう
とでございませんで、その内容 자체が不正とかあ
るいは非難するに当たるようなことがなかつたの

職場規律の確立を図り、いやしくも世間から指摘し
を受けることのないよう綱紀の厳正な維持に努められて
るというように規定している。毎年恒例のように
業界から金を出させてドンチャヤン騒ぎをする、
それが管理者として部下職員に範としてみずから
行動を律することになりますか。世間から指弾をう
受けることのないような、そういう行為だと宣言す
ますか。

○説明員(米山武政君) いまのその芸者を上げて
ドンチャヤン騒ぎというような事実はございません
ので、そこは私どもの認識と違いますのでその占
だけは納得できませんが、先生のおっしゃったた
うに、やはり世間からの疑惑を招くようなことが
ありますと問題でありますので、今後そういう方

究が必要なら、その研究の目的を達するその方法としては、十分やり方等についてこれから注意してまいります。

○神谷信之助君 いまの答弁では納得することはできませんよ。そういう何といいますか、権限を持った課長さん、職制の人が、管理者が、業界に金を出させて、そして一緒に酒食をともにして懇親を深めなきやならぬ、そなきや仕事がうまることいかぬという話は、どう考へてもないです。

そうでしよう、懇話会というのは職務の円滑のためにつくられてるんでしょう。それは公務としてやられるならば、庁舎でつかりやりなさい。それを公私混淆し、混同して、そして一緒にお酒を飲んで、世間から見れば、何が割り勘で出して飲んだら、何が公務で何が私務か、わからんよ、そんなものは。業者に一杯飲まされていると言われてもしようがないような行為をやってるんじやありませんか。しかも、それを例年やられてあたりまえという、そういう状況になつてます。

一方、職場では労働組合、全税闘に参加をしている労働者には、他省と比べても最も厳しい処分を今度の場合でもやつております。これが部下に範をたれ、しかも部下の心情について十分注意をして、厳正に職務をやつしていく態度というように私は受けとれない。しかも、それに対しても、これだけ追及をしても何の反省もしない。

私は、またいすれこの問題は別の機会にやりた近も自治大臣が、全国のいろんな汚職問題で各省としても注意の文書をお出しになつた、肅正通達ですか、これをお出しになつたということも新聞報道で見ましたが、さらにこういう事態がそのまま許されてるようなら、私はコンビナート防災法で企業に防災の義務を幾ら法律で決めてみても、なかなか厳正に執行するというのをきわめて困難だろうというふうに思つて、特に注意を喚起する意味でまずこの問題を取り上げたわけなんです。

それでは次に移ります。

最初に、前の国会に出されたときには危険物とかないのか、ますこの点からお伺いをします。

高压ガスが対象にされておって、毒物・劇物の方が外されていたと思うんですが、なぜそうなったのか、そして今回はこれを対象にする意思がある

住民に対するいろいろな被害を感じ得るという内容のものもあるわけでございますので、私どもとしましては、そうした毒物・劇物のうち、どうい

うものについて危険物に準じた取り扱いをするかということについては、厚生省の方ともいろいろ打合わせをしておつたところでございます。前国会の段階ではまだ明確になつておらなかつたのでありますけれども、いま話がだんだん結まってまいりまして、一定のものについては危険物に準ずる扱いをするということにしたいと、いうふうに考えております。

それからただいまの御質問でございますが、保安距離をどのようにして定めたかということでございますが、これは高压ガス・危険物自身の持つております性質、それからそれの燃発する力といふものを科学的に判定いたしまして、保安距離を定めておる次第でございます。

○神谷信之助君 事故が起つても保安物件まで被害が及ばないということは、これは科学的にもちゃんと立証をされるわけですか。

○政府委員(宮本四郎君) 本件につきましては、高压ガス及び火薬類保安審議会におきまして、わが国最高の権威の方々が集まられまして、いろいろ前提を考究されまして、もちろん現実の事実の想定を前提としていたします場合におきましては、コンビナートの中におきまして事業所の中にいろいろな施設がございますが、その中にいろいろな種類の危険物があるわけでございますが、私どもの対象をいたしております高压ガスに限つて申しましても、それらがどのような状態において爆発し火災を起こすか、それに対しまして保安物との関係を十分考へて公式を、算式を出しまして算定をいたしておるわけでございますから、私は現在の状況におきましては、最も適当な保安距離だと存じております。

○神谷信之助君 それで今度の保安距離の改正について、これは新設のじやない、既設の部分についても適用をするというふうに聞いておるんですが、それでいいですか。

○政府委員(宮本四郎君) 設備の距離の方は、これは既設に規制の対象になつております。

○神谷信之助君 設備の距離の方は、これは既設にも適用されるんですか。

○政府委員(宮本四郎君) 若干、距離の数字について差はございませんけれども、適用することになりました。

○神谷信之助君 この保安距離ですが、保安距離は何を基準にして設定をされたなんですか。

○政府委員(宮本四郎君) 先ほどの私の答弁の中で、設備群間距離の適用については異なつております。

○神谷信之助君 二十メートルないし三十メートルというのを設けておりますので、その間に基準に適合するようにしなければならぬわけでございます。

○政府委員(宮本四郎君) 二十メートルないし三十メートルというのを、先ほど來の結果検討をいたしました。

○神谷信之助君 ターないし三百メートル、こういうことに延びる必要がありますと、この比率を一ヶ月に当たりましては、経過期間というのを設けておりますので、その間に基準に適合するようにしなければならぬわけでございます。

○政府委員(宮本四郎君) これが、この保安距離の拡大で、設備群間距離の適用については異なる扱いをするということにしたいと、いうふうに考えております。

○政府委員(宮本四郎君) 通産省にお尋ねしますが、コンビナート等の保安規則をおつくりになつたと思うのですが、その内容の説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(宮本四郎君) 通産省におきましては、高压ガス取締法に基づきまして、コンビナート等保安規則というのを制定いたしました。主な点だけを列挙いたしますと、まず第一に、保安距離の拡大を図っております。二番目には、設備間の距離、これを規定いたしまして、同時に、高压ガスを貯蔵いたしておりますタンク間の距離も広げます。

まして、たとえば消防設備、緊急遮断装置、防火栓などの義務づけを強化いたしました。それからあと消防設備の内容だとか、細かい規定を設けておる次第でございます。

○政府委員(宮本四郎君) 製造施設についての保安距離に

に規制の対象になつております。

○神谷信之助君 設備の距離の方は、これは既設にも適用されるんですか。

○政府委員(宮本四郎君) コンビナート等保安規則の保安距離の拡大でございますが、現在法令にございましたところの二十メートルないし三十メートルというのを、先ほど來の結果検討をいたしました。

○神谷信之助君 この保安距離ですが、保安距離は何を基準にして設定をされたなんですか。

○政府委員(宮本四郎君) 先ほどの私の答弁の中で、設備群間距離の適用については異なつております。

○神谷信之助君 二十メートルないし三十メートルというのを設けておりますので、その間に基準に適合するようにしなければならぬわけでございます。

○政府委員(宮本四郎君) これが、この保安距離の拡大で、設備群間距離の適用については異なる扱いをするということにしたいと、いうふうに考えております。

○神谷信之助君 事故が起つても保安物件まで被害が及ばないということは、これは科学的にもちゃんと立証をされるわけですか。

○政府委員(宮本四郎君) 本件につきましては、高压ガス及び火薬類保安審議会におきまして、わが国最高の権威の方々が集まられまして、いろいろ前提を考究されまして、もちろん現実の事実の想定を前提としていたします場合におきましては、コンビナートの中におきまして事業所の中にいろいろな施設がございますが、その中にいろいろな種類の危険物があるわけでございますが、私どもの対象をいたしております高压ガスに限つて申しましても、それらがどのような状態において爆発し火災を起こすか、それに対しまして保安物との関係を十分考へて公式を、算式を出しまして算定をいたしておるわけでございますから、私は現在の状況におきましては、最も適当な保安距離だと存じております。

○神谷信之助君 それで今度の保安距離の改正について、これは新設のじやない、既設の部分についても適用をするというふうに聞いておるんですが、それでいいですか。

○政府委員(宮本四郎君) それで調査をして把握して、新しい保安距離を持たせるためにはどういう措置をとりになるわけですか。

○神谷信之助君 それで調査をして把握して、新しい保安距離を持たせるためにはどういう措置をとりになるわけですか。

○政府委員(宮本四郎君) 私どもは、規則で制定いたしました保安距離でございますので、原則としてこれを守らせるという方針でございます。ただし、この保安距離をとりましたベースになつておられますいろいろな危害予防の科学的な算式がございます。

○神谷信之助君 具体的に言うとどういうことなんですか。保安距離が今までの倍になりますわね、最低のところでも二十メートルが五十メートル、倍以上になります。それからエチレン系の大型のやつですと、二百から三百メートルぐらいに

なる。それで、足らぬところはどうするわけですか。

か。移転させるとか、どうとかせいということになるんですか。どういう措置をとるんですか。

○政府委員(宮本四郎君) 原則といたしましては保安距離そのものをつくらなければならぬわけでございますが、この保安距離をとつたと同等の措置、たとえば、これは例示でございますが、防護壁を非常にがんじようにつくる。したがつて、それから外へ出る影響をきわめて減殺される。あるいは構造物を今まで地上に上げておりましたのが、これを地下の中に設備するというふうなことにはすれば、そういうふうな代替の方法はあり得る存じます。

○神谷信之助君 そういう代替施設をつくる場合、私は、これは当然その地域の防災会議とかあるいは消防署などの意見を徴さなければならぬと思うのですが、その辺はお考えになつていますか。

○政府委員(宮本四郎君) ただいまの点につきましては、これは非常に大事な判断ということになりますので、通産大臣が自分で判断をすることになつておりますが、その際には専門家の意見を十分徴してやるという方針になつております。

○神谷信之助君 いや、専門家の意見じなしに、このコンビナート防災法にいう防災会議がありまね、防災本部か、ここらの意見あるいは消防署の意見なんかは聞かぬわけですか。通産省が通産省の握つておられる専門家の意見だけを聞いてやるということです。

○政府委員(宮本四郎君) 通産省の審議会の中に各般の専門家がおられるわけでござりますし、それから、もしそのコンビナートが本法の適用ということでござりますればいろいろな条文が動いてまいるわけでござりますので、そういう段階を通じまして十分審議をしてまいりたいと思います。

○神谷信之助君 コンビナート防災法の適用の地域で、そしてそういう代替施設にかかるといふような場合は、この法案では相談をしなくていいということになりますか。通産省独自の措置でよろしいということになりますか。

○政府委員(宮本四郎君) 私どもが高圧ガス取締法の対象といたしております事業所、工場の対象の分野と、それからただいま御審議中の石油コン

ビナート等災害防止法、これの対象といたしておられますけれども、同時に、たとえばレイアウト

ります分野とがほとんど重なり合つております。したがいまして、私どもはもちろん高圧ガス取締法に基づきまして諸般の行政措置をとるわけでござりますけれども、同時に、たとえばレイアウトの変更、そういうことがござりますれば、当然いろいろな段階で新法のチェックがかかることになつております。そういうことを申し上げておる次第でござります。

○神谷信之助君 その点、消防庁長官の方からもうちょっととはつきりしてください。

○政府委員(佐々木喜久治君) コンビナート保安規則に基づきます規制は、この規制の内容がどちらかというと個別立法によるところの規制ということになるわけでありまして、第一次的には高圧ガス取締法の系統の法令の規定が適用になるということになるわけでございます。ただ、全体的なコンビナートの安全といふ問題につきましては、やはり地元消防機関あるいは府県の防災本部といふものにつきましても十分意見を徴されることになるであろうというふうに私どもは考えておりま

す。

○神谷信之助君 なるであります。それは問題があると思うんですよ。今度のコンビナート防災法案をおつくりになつた根本の問題は、そぞれ消防法なら消防法、あるいは高圧ガスの取締法なり規制はある。しかし、それはそれぞれの単体ごとにいろいろな規制をしているわけですね。それを今度はコンビナート地域として総合的に規制をして、大きな災害を起こさないようになります。

○神谷信之助君 いすれにしても、そういう代替施設をつくることになると、そのコンビナート地域の「変更」になるわけでしょう。そういう施設をつくるわけですから。そうすると、レイアウトの変更になつておりますから、これはこの法案に基づいて届け出をしますから、これはこの法案に基づいて届け出をしなきやならぬということになるわけじゃないんですね。保安距離が今度広がつた。それに対して、それがだけの距離がとれない場合には代替施設でかえることができる、その場合は通産大臣が許可をする、こうなるわけですね。それは、こつちの防災本部とは関係なしに通産大臣の方は許可をするのかという問題です。そうしたら長官は、恐らく相談をされるでしょう、やられるだろうと。やられるとどうういうのじや、やらなくともいいということになりますか。そうしたら、今までと同じように、それぞれの法律ごとに、それぞれの各省ごとに規制はばらばらであつて、今度コンビナート地域全体と総合的な防災計画なり防災措置をするという点では、そこがぱっと抜けてしまつということになつてしまふんじやないか。この辺はどうなんですか。

○政府委員(宮本四郎君) ただいまの御指摘の点でござりますが、いま御審議願つております法律が成立いたしました晚におきましては、防災本部ができます。その防災本部のメンバーに、各機関の長なりあるいは都道府県知事なり皆集まつてまいるわけでござります。その中で連絡を十分密にしていかなければならぬことは当然でございま

す。同時に、全体としての災害予防の観点からの協議なりあるいはチエックなり、これがやれるというところにこの法案の値打ちがあるというんじやないんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) ただいまの件につきまして、この法律が直接適用になりますのが、第四十一条の規定によりまして、「市町村長は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは」「必要な措置を講ずべきことを要請することができる」と、こういう規定を設けております。したがいまして、消防機関の判断によりまして、そうした代替措置等が必ずしも災害の発生予防、拡大というような觀点から見て不十分であるというような場合には必要な措置の要請をすることができる。こういう規定になつておるわけでございます。

○神谷信之助君 どうももう一つわかりませんがね。保安距離が今度広がつた。それに対して、それがだけの距離がとれない場合には代替施設でかえることができる、その場合は通産大臣が許可をする、こうなるわけですね。それは、こつちの防災本部とは関係なしに通産大臣の方は許可をするのかという問題です。そうしたら長官は、恐らく相談をされるでしょう、やられるだろうと。やられるとどうういうのじや、やらなくともいいということになりますか。そうしたら、今までと同じように、それぞれの法律ごとに、それぞれの各省ごとに規制はばらばらであつて、今度コンビナート地域です。これは大体ほとんどは届け出を回してやるということになるわけですね。そしてその意見を聞かなければならないということになります。届け出の対象になつてまいるものと考えます。

○神谷信之助君 その場合は主務大臣の方に届け出になつて、主務大臣の方から関係各省に写しを回してやるということになるわけですね。そしてその意見を聞かなければならないということになります。届け出の対象になつてまいるものと考えます。

○政府委員(森岡敬君) ただいま御指摘の点でござりますが、いま御審議願つております法律の法律に基づく変更の届け出事項に相なります。したがつて、この法律に基づく変更する場合でござりますので、保安距離にかかる代替措置と申しますが、これと同等の効果を有します防災壁でありますとか、そういうものをつくること自身は、この法律に基づく変更の届け出事項に相なります。これはやはり、高圧ガス取締法に基づきます個々の保安規制の内容の問題として十分に安全確保をしていただき、こういうことに相なるわけでござります。

○神谷信之助君 そうすると、それはコンビナート地域それぞれと

す。したがいまして、これはケース・バイ・ケー

スによろうかと思いますけれども、地元の安全性、災害防止の観点から、非常に大事な事項につきましては当然相談をいたすことになると思ひます。

トの中に防護壁をつくる、あるいは地下に埋めるとかいう、地域の中の変更があるわけです。可燃性ガスの製造施設あるいは毒ガスの製造施設ですね、こういう施設を地下にしたり、あるいは防護壁をつくったりする、こういうことが行われるわけですね。これは「変更の届出等」の第七条のところには該当しないということになるわけです。

○政府委員(森岡敏君) 法律の条文に即して若干御説明申し上げたいと思いますが、第七条の「変更の届出」の条文をこらんいださると、「第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をしようとする者」と、こう書いてあります。第五条に返っていただきまして一号から三号をこらんいださると、まず第一号は「事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区」云々というふうに、各地区、また言いかえますれば群ですす施設群のそれぞれの面積なり配置の問題、それから第二号は「事業所間の連絡導管なり連絡道路の問題、あるいは敷地面積の問題、こういうものにつきましてのレイアウトを変更いたします場合の問題でございます。したがいまして、保安距離に関する規制と申しますのは、これは個々の要施設なりあるいは貯蔵施設に関する保安規制でござりますから、施設群の問題でありますとかそういうものには相ならないわけでございます。それにつきましては、それぞれ消防法なり高圧ガストルク法に基づきます個別規制の強化によって安全を確保する。それの上に網をかぶせまして、いまごらんいただきましたような施設群ごとのレイアウトの規制をこの法律によつて的確にやつていこなす。こういう考え方になつておるわけでございます。

○神谷信之助君 どうもその辺が、せつかくこの法案をつくつても、全体として一元化をされない一つの問題点ではないかといふに思うんです。そこで、いまこれは保安距離について既存設備

に対するものも規制をするというのが、可燃性ガスあるいは毒性ガスについての措置として出てきたわけですが、これは既設に対してのそういう変更を、改善をやらせるということ、これがない。もうすでにできているものはそのままにしてよがないということになつてゐるんですが、なぜ既設のものに対して災害予防の措置をとらせるということをやらなかつたのか、この点についての理由を聞いてもらいたい。

○政府委員(佐々木喜久治君) レイアウトにつきましての規制を行なうのは、高圧ガスと危険物の両者が混在をしている第一種事業所について行なわれるわけであります。これを既設の事業所についてレイアウトの規制を行うということになりまして、実質的にはその第一種事業所の全面的なつくり直しといふことに等しい状態になるわけでありまして、これは事実上そつたレイアウトをやり直させるということ是不可能である、こういふ観点から、レイアウト規制は新設事業所について、あるいはまた増設をする場合について行なうと、それだけに既設の施設を含めてもう一度再点検をし、いわゆる企業の財産権とか既得権とかいうようなことなどなしに、実際に国民の生命財産を守るという、そういう観点から点検をして、一度これは災害が起ると大変なことになるわけですね。それだけに既設の施設を含めてもう一度再点検をし、いわゆる企業の財産権とか既得権とか、そういうことをひつ考へるべきじゃないか。これは日本弁護士連合会なんかも、日弁連の方もそういう意見を出しておられます。そういう御意思はありませんか。

○政府委員(佐々木喜久治君) この法律の規定は、既設の事業所につきましては第二章の規定が適用にならないというだけでありまして、その他この規定はすべて適用になつていくわけであります。さらにまた別途、消防法の関係の政省令における規制の強化を図りますとともに、さらに昨年以来私ども各石油コンビナート地域につきましての防災診断基準といふものの作成を急いでおるわけであります。まあ、この措置によりまして完全に災害を防止することができるかどうかといふことになりますと、これはやはりこの法案によるレイアウト規制自体にも、災害の完全防止という点になりますとやはり私どものまだわからぬいろいろな要因があるかと思いますが、現在の段階において私どもが考えられる限りの規制措置というものは十分とらしていきたいというふうに考えております。

○神谷信之助君 やっぱりいま住民が一番心配しているのは、あるいは消防の側からも求められてゐるのは、このコンビナート全体の配置をどうすればよいのかという問題ではないかと思うんです。たとえば市街地域との距離を一体どれくらい置いたらいいか、あるいは緑地帯はどうのうにしらいいのか、あるいはパイプラインをどう敷いたり立てるのか、あるいは港湾施設をどうするのか、こういったのをそれぞれの企業ごとの考え方で勝手にやらずのじやなしに、いかにしてそれを市街地を危険から守るかという、そういう全体としてのレイアウトですね。これが必要になるんじやないかと思うんです。実は今まで日本ではほとんどこれが、いわゆる防災の観点というのが忘れ去られて、そして住宅地に接近をして港がどんどんつくられてしまつてゐるという、この不安がいま立地自身についてもそういう観点からちゃんと規制をするという、こういうものも必要じやないかと思うんです。今後、そういうコンビナート全体のレイアウトというのを検討していくという意思はおあります。まずこの点をお聞きしたいと存ります。

○政府委員(佐々木喜久治君) 既設のコンビナートの地域について、一般住民の居住地域等からできるだけこれを遮断をしていくということは必要な措置であるといふに考えております。そういう意味におきまして、この法案の中におきましては、も防災緑地の規定も設けているところでありますけれども、地域によりましてはこうした防災緑地の設置をする事業 자체が非常にむずかしい、あるいは経費的にも相当多額な経費を必要とすると、いうような地域もございますので、できるだけ私どもとしましても関係省とも連絡をしながら、そうした事業の促進に努めていきたいというふうに考えております。

なおまた、消防法関係の保安距離の問題につきましても、最近の石油タンク等の巨大化に対応する保安距離の改正ということも考えておるところでございますし、また、新設の新しい立地をいたしますコンビナートにつきましては、その立地の当初から防災緑地を持つた計画的なコンビナートの形成ということを十分に指導してまいりたいと申します。

○神谷信之助君 いま、巨大な経費、財政が必要なんでもなかなかそれができないというふうにおしゃつておられるんですが、しかし、たとえば京浜工業地帯で直下型地震が起つたら、あるいは前回

の関東大地震程度のものが起つれば、その被害は五十兆あるいは数十兆ぐらいの被害が起つるだろう、それほどの大きな被害を受けるだろうという、そういう調査も出ていますね。ですから、私はそこのところがひとつ考え方を変える、発想を変え上でも非常に大事ではないかというふうに思つ

んです。
外国の例で言いますと、オランダのユーロポートなんかがいま一番コンビナートと住宅の近いところらしいですが、そこでも市街地から二十キロ離れている、あるいは、ないし五十キロ離れていましたね。ですから、そういう状況も外国の例として言われておりますし、そして危険物を市街地に置かざるために、またそういう危険物を扱う工場を市街地に持ち込まないために、イギリスでは都市計画法あるいは事業所及び産業開発規制法ですか、こういった法律で規制をしておられます。資本主義社会であるイギリスなんかも、そういう国民全体の生命財産の保全という見地から一定のそういう制限を加えるということがやられているんですが、こういった点、日本では一体どうしてできないのかという点は、一体どうなんでしょうが。

○政府委員(佐々木喜久治君) やはり日本の現在のコンビナート地域というのが非常な計画性を持たないままに、いろいろな経済的な立地条件といふものを考えながら立地をされていったとい

う、その立地の過程という問題もあるかと思いますし、また、わが国の場合には平地が非常に少なる保安距離の改正ということも考えておるところでございますし、また、新設の新しい立地をいたします

人口が集中している地域にそういうものができます。しかし、まだ私考えていないんですから住民が守られるように、こういう観点でやつておる次第でございます。

○國務大臣(福田一君) 工場立地法をどうすると

やさしいというよくな、そうしたコンビナート地域の形成過程というものがあるかと思います。また一面におきましては、日本のコンビナートの形成の大変化というものが非常に早い進行速度がありましたために、いろいろなそれに対応する行政措置というものが非常におくれきてきたという点は、やはり指摘をされてやむを得ない問題であろうと

いうふうに考えております。

○神谷信之助君 ちょっと大臣、わが国にも工場立地法という法律があるんですね。これの第九条、十条を見ますと、「特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」には、「勧告」なりあるいは「変更の命令」をすることができるというやつがあります。これは公害との関係なんかも含めてあると思

うんですけれども、これを改正をして、市街地におけるそういう危険物あるいは危険物をつくる工場、こういうものをなくして災害から都市を守る、このことをひとつ検討する必要があるんじやないかと思うんですが、この辺、大臣の御見解を伺いたい。

○政府委員(宮本四郎君) ちょっと事実について

工場立地法は通産省で実は所管しておるわけでございますが、この法律は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるというところにねらいがございまして、本来工場はどこにつくろうと実は自由なんだけれども、ところが、それがい

いろいろな問題を生ずるから、そういう問題の起きるなどころについては事前に十分調査をさせることでございまして、私どもの方はこの勧告の規定あるいは変更命令の規定につきましては、この起きたがいまして、私どもの方はこの勧告の規定と申しておりますけれども、事前調査を十分や

りまして、新しく立地されるものがそういう弊害から住民が守られるように、こういう観点でやつておる次第でございます。

○國務大臣(福田一君) 工場立地法をどうすると

かということについてまだ私考えていないんですが、御趣旨は、新設の場合には、事は今度のこの規定でもってやれますからいいんですけど、既設の場合にどうするかということがやつぱりどうしても問題になつてくる。ただ、既設のものになりますと、実際にたとえば住宅を移すとかというようなことを言つても、住民が納得するかどうか。移ることについての今度は賠償の金額をどういうふうにするとかというよくなことになりますといふ

うな事態が起きることがあるという、そこまでやるべきかどうかということは私なかなか問題があ

ると思つんです。もしそういうことになれば失業者もずいぶん続出することになるでしょうし、ま

あ極力災害を防止する代替施設をつくることによつて仕事を繼續していくといふところぐらい以上に、それ以上にやることがいか悪いかといふことについてはしばらく研究をしなければならない問題だと思っております。

○神谷信之助君 公害の問題というのは大分やかましくなつてきて、環境を破壊をするようなそういう企業については、一定の企業立地、工場立地の規制もする、変更もしてもらうということができる方向になつてきているんですが、問題は、日本の場合には今度は防災の観点での都市づくりといふ非常に欠けていっているところに私は問題があるというふうに思つので、それはひとづらに消防署なりあるいは自治省の方で検討してもらつ必要があるだろう。さてしまいますと、先ほど大臣もおつしやるよう、なかなか大変なことになつてくるわけです。しかし、いまは本當

きやならぬ、高度成長を続けるといふところから、防災抜きでどんどんとつくられてきたというところにいま深刻な問題が起つておると思うんであります。これはひとつさらに研究をしてもらつといふにしておきたいと思うんです。

○説明員(船谷近夫君) 海上における災害の防止に関する法制につきましては、前国会でこの法案が審議される途次にも申し上げましたけれども、海上の予防の防災のうち、事前の防止面につきましては、主としてはわれわれの灾害、考えますのは船舶が対象になるわけでございますが、それの予防につきましては、海上衝突予防法だとか、海上汚染防止法とか、港則法とか、海上交通安全法とかというよくな、そしてまた船自体の安全につきましては船舶安全法だとかというよくな法律がござります。その改めての見直しも続けておるところでございますが、なお事件が起つた場合にできるだけその災害を拡大を防止するといふこ

と、そして早く被害をなくするといふよくな問題につきまして、いま新しい法案を考えておるところでございまして、次の通常国会に出すのを目指して作業を進めております。

その内容まだ十分に固まっておりませんし、関係省庁との話し合いもまだ済んでおりません段階でござりますので、余り具体的なことはちょっと申し上げかねますけれども、例示的に申し上げますと、災害が発生したときに、海上における危険物の火災や流出等を対象といたしまして、その発生時の通報義務とか応急措置義務等災害の鎮圧に関する事項を規定しようと考へております。また、効果的な防災活動を行うための海上保安機関の権限を、必要な部分について考へたいと考えております。

できでから、その中で一ヵ所なり二ヵ所なり選定をして緊急事業計画を進めていくということになりますが、これはもう相当膨大な事業になりますからね、一遍にたくさんというわけにもいかぬのであります。その辺の見込みはどういうことになっていますか。

○説明員(森田松仁君) これらの計画が固まりました場合には、建設省といましましては、その各事業につきまして緊急度の高い、しかも実現可能なものから順次予算を優先的に配分いたしまして、関係地方公共団体と協力しながら事業を積極的に進めてまいりたい、かよう考へております。

○神谷信之助君 その場合、もしコンビナート地域が地震に襲われ被害を受けるということになりますと、これは大変なことになりますから、その辺をいわゆる緊急性といいますか、重要性といいます。

○説明員(森田松仁君) さよう考へております。

○神谷信之助君 それから、先ほどもちょっとと

言つてましたが、建設省の方では、都市防災の観点から現在の都市計画法とかあるいは都市再開発法、これを改正し強化をするという、そういう考えはありませんか。

○説明員(森田松仁君) 本来都市計画と申しますのは、御承知のように、都市の防災化というのがその目的の重要な柱になつておるわけでございま

す。したがいまして、現行の都市計画法におきま

しても、都市防災という観点から、たとえば工場等の事業所の立地規制を行うことができる仕組みになつております。また、防火地域の指定によりま

して、燃えやすい建築物の規制といふことも可能でございます。さらには、こういった地域地区以外に、都市計画の現実の事業を行ないます都市計

路に当たります街路、あるいは避難地になります。公園緑地、こういった事業を都市計画で実施しまるわけですか。これはもう相当膨大な事業になりますからね、一遍にたくさんというわけにもいかぬのであります。その辺の見込みはどういうことになっていますか。

○説明員(森田松仁君) これらの計画が固まりま

した場合には、建設省といましまして、その各

事業につきまして緊急度の高い、しかも実現可能

なものを順次予算を優先的に配分いたしまして、

関係地方公共団体と協力しながら事業を積極

的に進めてまいりたい、かよう考へております。

○神谷信之助君 その場合、もしコンビナート地

域が地震に襲われ被害を受けるということになりますと、これは大変なことになりますから、その

辺をいわゆる緊急性といいますか、重要性といいます。

○説明員(森田松仁君) さよう考へております。

○神谷信之助君 それから、先ほどもちょっとと

言つてましたが、建設省の方では、都市防災の

観点から現在の都市計画法とかあるいは都市再開

発法、これを改正し強化をするという、そういう考

えはありませんか。

○説明員(森田松仁君) 本来都市計画と申します

のは、御承知のように、都市の防災化といふのが

その目的の重要な柱になつておるわけでございま

す。したがいまして、現行の都市計画法におきま

しても、都市防災という観点から、たとえば工場

等の事業所の立地規制につきまして、住居専用

地域、工業専用地域あるいは特別工業地区等の用

途地域・地区を適切に指定いたしまして、住宅や

危険工場の立地規制を行なうことができる仕組みに

なつております。また、防火地域の指定によりま

して、燃えやすい建築物の規制といふことも可

能でございます。さらには、こういった地域地区

以外に、都市計画の現実の事業を行ないます都市計

事業、これも二つございまして、一つは、避難

だからそういう意味で本当に防災の観点からそれ

路に当ります街路、あるいは避難地になります。

○説明員(森田松仁君) あるいは都市区画整理事業といったような事業手

法をもちまして市街地を整備いたしまして、オーバンスベースや避難路の確保、あるいは市街地の不燃化といふものを推進いたしておりますので、

現行の都市計画法のたてまえで十分その推進が図

られるものと考えております。

○説明員(森田松仁君) それから、さらに現在の都市再開発法でございまして、都市計画法の安全の確保、第三には既成市街地におきます計

画的な住宅の供給、こういったものを複合目的と

して都市再開発法は持つております。さらに、こ

ういった面から、都市防災という面から再開発を

見ます場合に、これを受けました市街地再開発事

業は、低層木造家屋が密集いたしております地域

で防災上も問題がある、こういった地域において

実施いたしまして、従前の狭い道路の整備、ある

いは災害防止上有効なオーバンスベースの確保、こ

ういうは建築物の耐火構造によります不燃化、こ

ういったことが都市防災の、都市災害の防止に寄

与することをその目的といたしておりますので、

こういった趣旨を十分生かしまして、再開発を実

施することによりまして都市防災の推進を図つて

まいりたいと、かよう考へております。

○説明員(森田松仁君) さて、都市の再開発はもともとアメリ

カで始まつたわけですよね。スマラムと荒廃地を一

掃して不良住宅をなくすということ、それから住

宅不足を解消するためには、住宅生産を促進をし

てコミュニティの発展を図る、それからすべて

のアメリカ人に恵まれた家庭とよい生活環境を与

える、そういう目的で都市開発が進められておる。

しかし、そのアメリカでも、この再開発で利益を

受けたのは、結局は不動産業者と大企業だったと

言われているわけですが、日本でも大体そういう

状況になつてきてると思うんですよね。私は、

だからそういう意味で本当に防災の観点からそれ

を進める、それから防災の観点が常に生かされな

きやならぬというようにお考へだつたら、都市計

画中央審議会、これに消防庁の代表をも加えたら

どうかと思うんですが、たとえば自治省の方から

は行政局長が入つておるわけですね。ところが、

地方の方で見ますと、たとえば横浜の都計画には

消防の代表を入れて、そういう防火の観点、防災

の観点なんかも一緒に検討する、こういう状況にな

なっていますが、この辺をひとつどうでしようか。

○説明員(森田松仁君) ただいま御指摘の都市計

画中央審議会の現在の組織は、都市計画に関係の

ある分野におかれまして学識経験者及び関係行政

機関の職員のうちから建設大臣が任命いたしてお

ります。現在のメンバーを見てみると、学識経

験者の委員としましては、都市防災問題について

も広く識見を持つておられる先生方を任命いたし

ております。また、関係行政機関の職員としまし

ては、ただいま御指摘のように、自治省、国土庁、

通産省といった関係省の職員の方を、防災問題も

含めまして所管行政の専門家として任命いたして

おります。

そういうのが現在の現況でございますが、こ

の審議会は諸問題事項によつていろいろと議論して

まいりますので、都市計画審議会の中央審におき

ましては、特別の事項を調査審議するため臨時

委員というものを任命することができますという規

定をつております。したがいまして、都市防災

の関係事項を審議いたします際には、そういうた

めに臨時委員といふものが任命されることがあります。

そういうのが現在の現況でございますが、こ

の審議会は諸問題事項によつていろいろと議論して

まいりますので、都市計画審議会の中央審におき

ましては、特別の事項を調査審議するため臨時

委員といふものが任命されることがあります。

○説明員(森田松仁君) それで、この規定をつ

いて、大体概略的な点を質問いたしておきます。

○説明員(森田松仁君) それで、この規定をつ

理由

国においては、最近自治体病院の不良債務解消のための措置がとられるとともに、特殊診療部門の運営費に対する補助の方針が打ち出されているが、これらの財政的措置は、なお不十分なものであるばかりでなく、自治体病院の医師、看護婦の確保難及び自治体病院の財政危機に対する有効適切な抜本的措置はまだ講ぜられず、そのため、自治体病院の経営は、急速に深刻の度を加えてきており、このまま推移すれば昭和五十年度は、空前の経営危機に直面し、自治体病院の存立さえも危ぶまれ、地域の医療を確保するのに重大な支障をきたすことは必至である。

措置を継続すること。

第二二七一号 昭和五十年十一月六日受理

請願者 和歌山県海南市井田八七ノ三 誓
昭治外四千六百名

紹介議員 志苦 裕君

地方自治体の財源確保等に関する請願
請願者 和歌山県海南市井田八七ノ三 誓
昭治外四千六百名

地元自治体の財源確保を確保し、住民要求を守るために、
減収を補てんするため、臨時特例交付金等の財源措置を講ずること。

一、昭和五十年度における地方税減収並びに国税減収に伴う交付税等による自治体財政の歳入の減収を補てんするため、臨時特例交付金等の財源措置を講ずること。

二、今日の物価に見合った学校、保育所等の補助単価を改正するとともに機関委任事務の全額負担について、地方財政法第二条第二項の趣旨に基づいて超過負担を大幅に解消すること。

三、病院、水道等住民生活に欠かせない公営企業事業の独立採算制を廃止し大幅な助成措置を講ずるとともに地方債の許可制を廃止し地方債のわくを拡大すること。

四、今日の物価に見合った学校、保育所等の補助単価を改正するとともに機関委任事務の全額負担について、地方財政法第二条第二項の趣旨に基づいて超過負担を大幅に解消すること。

五、社会保険診療報酬の是正

六、救急医療に対する特別法を制定し、救急医療特別対策を体系的、計画的に推進するとともに、運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

七、社会保険診療報酬について、自治体病院の経営実態を正しく反映するようその体系の適正化を図るとともに、物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に対応した緊急是正を早急に実施すること。

八、中央社会保険医療協議会に自治体病院開設者団体の代表を参加させるとともに、公益委員の増員及び権限の強化を図ること。

九、勤務医師の確保を図るため勤務医師に支給される研究手当については、非課税とするとともに、へき地中核病院及びへき地所在病院等の医師の充足を図るため、一定期間へき地等の勤務の義務づけ、研修上の特別便宜供与、税制上の優遇措置、年金加算制等総合的な説得政策を確立すること。

十、看護婦養成所の整備費及び運営費に対する助成措置を強化するとともに、看護婦の充足のための養成施設の増設、看護教員の養成、修学資金貸与制度の拡大、看護婦の離職防止、潜在看護婦の活用等の諸対策を積極的に実施すること。

3 国民健康保険直営診療施設の運営費に対する國庫負担制度を確立すること。

4 へき地医療を確保するため、特別法を制定し、へき地中核病院整備費等補助金について、採択基準の緩和並びに、補助基本額の補助率の引上げを図る等、国の助成措置をさらに拡大強化し、へき地医療特殊対策を体系的、計画的に強力に推進すること。

5 不採算地区病院の運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

6 救急医療に対する特別法を制定し、救急医療特別対策を体系的、計画的に推進するとともに、運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

7 施設設備の整備費に対する国庫補助金については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等を行い、自治体病院の整備充実を図ること。

8 老人医療対策を計画的に推進するため、国は、大幅な国庫負担による医療施設等の整備対策を早急に確立すること。

9 自治体病院の整備を図るため、特別地方債の大額の増額を行うとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

10 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

11 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

12 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

13 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

14 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

15 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

16 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

17 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

18 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

19 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

20 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

21 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

22 施設設備の整備費に対する国庫補助金の大額の増額を行なうとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めることが、なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

四、医療供給体制の整備

1 国は、医療供給体制についての責任を明確にし、都道府県及び広域市町村圏を地域単位とし、自治体病院等公的病院を中核病院とす

る医療機関の体系的整備計画を図ること。

2 公的病院の病床規制については、これを撤廃すること。

昭和五十年十一月二十七日印刷

昭和五十年十一月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局